

令和6年色麻町議会定例会9月会議会議録（第2号）

令和6年9月9日（月曜日）午前10時00分開会

出席議員 11名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 3番 佐藤忍君 4番 小松栄喜君

欠員 なし

会議録署名議員

8番 小川一男君 9番 今野公勇君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 田 誠 一 君
農業委員会会長	堀 籠 勝 恵 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、欠席議員2名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、8番小川一男議

員、9番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第2、一般質問を行います。

休会前に引き続き、一般質問を継続いたします。

1番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。1番工藤昭憲議員。

〔1番 工藤昭憲君 登壇〕

○1番（工藤昭憲君） おはようございます。

6月に続きまして一般質問をしたいと思いますが、6月にも申し上げましたように、まだろれつ障害が残っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員に申し上げます。マイクをもう少し近づけてお願いいたします。

○1番（工藤昭憲君） 6月に続きまして一般質問をさせていただきます。

6月にも申し上げましたけれども、まだ若干ろれつ障害がございますので、聞きづらい点、そして、また、議長とも先ほど雑談の中で言いましたけれども、若干記憶障害も出てきまして、ちょっとね、忘れっぽくなってますので、とんちんかんことを言うかもしれませんが、御了承をお願いしたいなと思っております。

今回出しました一般質問については、消防団についてということでもありますけれども、御存じのとおり脳内出血、11月に発症しまして、12月の一般質問、このことについての、消防団について出したんですけれども、病院から、先生から許可が出ませんで、今回仕切り直しということをお願いします。それでは本題に入ります。

消防団についてということで、①から⑥まで出しております。

そのうちの①、条例定数に対して団員数が不足しています。どのように考えていますかということで出しましたので、回答をよろしくをお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

消防団の団員不足ということでもありますけれども、消防団員は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、全国的に減少傾向にあります。当町も例外ではなく、年々右肩下がりで減少しており、条例定数210人に対し、本年9月1日現在の団員数が179人ということでもあります。充足率にすれば85.23%と大きく定数を割っている状況にもなります。

この現状を踏まえて、去る8月6日に色麻町消防団臨時幹部会議を開催をし、消防団員の条例定数削減について協議をいたしましたところ、定数の削減が妥当であるとの結論に至り、現行の210人から180人とする案がまとまり、本定例会において色麻町消防団条例の改正案について提案をしております。私としてはやむを得ないものだなというふ

うに考えておるところであります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 定数が210人、この資料を見ますと、団員不足というのは、この資料では平成23年までなんですけれども、それ以前のやつを見てもかなりもう大分前から団員の充足率が下がっていると、そういうふうに捉えております。

その中で、先ほど答弁をいただきましたが、それによりますと、定数不足に対してどのように考えていますかとそういう質問に対して、回答が「削減します」。大変、正直言って驚きました。今定例会の議案書が議会に提出されるまで分からないわけでありまして、まさかこの消防団員の定数について一般質問をする、その先に、この定数削減の議案が目についてしまって、大変、本当、びっくりしたんですけれども。定数削減との整合性もあるので、多分、今のような回答なんだろうなと思います。

8月6日に幹部の方と協議したということなんですけれども、全員に聞いたわけではないんですけれども、一部幹部の方に聞きますと、しょうがねえんだという話みたいですね。要するに、納得したわけではないということが現実のようであります。

そういう中で、正直言いまして、この団員募集について今まで努力はしてきたんだろうと思いますけれども、今回、こういう一般質問に対しての回答が定員を削減するという答弁、正直言って失望したし、誠意も熱意も感じられないような、本員にとっては、そういう回答内容だったなというふうに、今、聞いて改めて感じたわけなんですけれども。回答書は多分町長が作ったのではなくて担当課が作ったんだろうと思いますけれども。町長は消防団を指揮監督する立場ですよ。そして、また町民を、町を守る立場の最高責任者だと思います。その町長が、回答、答弁では致し方ないんだというような言い方ですけれども、本当にそう思ってるんですか。定数減らすことに何の抵抗も感じないで、町長として承認したというふうにとってよろしいんですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現状といえば現状の状況がそうなんですけれども。たまたま県のほうの、いわゆる市町村の消防団の補償組合っちゅうのあるんですけれども、その中の、私実は幹事やってるんですよ。市長会から1人、町村会から1人出て、たまたま私が今出てるんですけれども。その中を見ますと、どこの市町村、全てもう定数を満たすということではなくてですね。充足率、さっき85.幾らって私言ったんですけれども、まあまあそれぐらいよりも以下の人たちが結構、町があるんですね。やっぱり、この人口減少ということも相まって、その団員の成り手がないというのはどこの市町村も悩みの課題なようです。

そして、この定数を多くしておく、組合に対する保険金というのかな、正確に言うとは分かんないんですけれども、負担金ですかね、そのお金はいわゆる定数掛ける負担金なんですよ。ですから、そのことでどこの町も、今、定数を減らすという方向で、今、動いてるようなんですけれども。本町にとっても現実に合わせてやむを得ないだろうと、さ

つきも申し上げましたけれども、やむを得ないだろうなというふうに私としても判断しているところであります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 町長として、町民を守る立場の町長が、そのような考えなのかなと思ったんですけれども。町長、こういうことを言っているのかどうか分かりませんが、そう思うんだっただけで言うなって言われっかもしれませんけれども、同僚議員が他の事例なり、何かこういうのがありますよという、質問の中で、質疑の中でしますと、「いや、よその町はよその町だ」みたいな答弁をしてますよね。県内を見渡しても皆団員不足で、皆色麻と同じような状態なんだっていう、今答弁しましたよね。私はそうではないんだと思います。やはり、団員を募集するための熱意、情熱、そしてまた使命感、職員の皆さんがね、そういうものを持って、団員の皆さんはもちろん、町民も含めて、いろんな場でそういう議論をする、そういうことに対して考えて対策を練る、そういう考え方が普通じゃないのかなと思っているんですけれども。

その中で、町長、今、そして、報償組合の負担金の話ちょっとしましたけれども、さっき言ったように若干記憶障害入ってますのではっきり覚えてないんですけれども、自治体のその負担を減らすためにね、報償組合のね、負担金を国で交付税措置してるんですよ、50%。これ、昨日今日、最近の話じゃないんです。ちょっとこれ古いんですけれども、それは前から、平成27年だったと思うんですけれども、このことは不確実なのははっきり言いませんけれども、ここに令和元年の資料があるんですけれども、その1、2、3、4とこう区切っている中で、消防団に係る普通交付税措置、その中に報酬等、消防団の装備、車両、3、消防団の入団促進に係る経費、その他としてね、共済費負担金って載っているんです、ちゃんと、共済金がね、もう。だから、総務課長にちょっと話したような記憶するんですけれども、大ざっぱに計算するとね、色麻町で負担しているの大体2万2,000円くらいだというふうに思うんです、団員1人当たり。その中の（不規則発言あり）いや、私の試算ですから、あくまでもね。この資料を基に計算した数字です。そして、その50%くらい、要するに、共済費負担金等を交付税措置してるっていうふうに国で言ってます、その負担が約50%と言っているんですよ。49%か、52%か分かりませんよ。ただ、一応そういう資料ではそのように言っています。うん。これの信憑性は確かめようありませんので、あくまでもこういうふうに、消防団に係る交付税措置ということで、令和元年度版なんですけれどもこういうふうに載ってるんですよ。だから、これがうそだって言われれば、ああ、そうですかっていうしかってないんですけれども、違うって言われれば、ああ、そうかなっていう思いしかってないんですけれども。ただ、本来、本町はその中で、今、町長が言ったから言ったんですけれども、だからそんなに負担ではないというふうに本員は思っているんです。そのことについては課長が答弁するのかと思うんですけど、それはそれでいいんですけれども。

そういう中で、本来、本町はこの通告制取っていますので、一般質問、通告に従って本来一般質問しなくないんだと思いますけれども、答弁のほうで、回答のほうで町長の

ほうからこの定数を減らしますという条例案、今回提出するという答弁書いてもらったので、若干、本題からずれない程度に、この質問の中に入れていきたいなと思っておりますけれども、大丈夫でしょうか、議長。

○議長（天野秀実君） 内容を聞いてから判断しますので、どうぞ。

○1番（工藤昭憲君） 町長は先ほど、やむを得ないんだというような言い方でありますけれども、入る人がいないから定数を減らしてくってというような、その短絡的っていうんですかね、もうちょっと何か方法なかったのかなというふうに思うんですけれども。町長にそのこと言ってもしょうがないんですけれども。やはり本来は、隣の大衡や加美町はよく分かりませんが、定数がどれくらいあるのかね。ただ、やはり色麻もそのとおりで、山林面積結構多いんですよ、色麻だって。たしか67%くらいだったかな、全体の面積の、山林面積が。ちょっと、今日その資料持ってきてないのではっきりとしたことは言えないんですけれども。そういうことを考えるとね、消防団員を入れる人がいないから減らしますっていうのは、どうも納得いかないんですけれども。もう減らす条例案を今回提出してるので、何ともこれ以上は言えないところもありますけれどもね。

そういう中でね、消防組織法というのあるんですけれども、担当課は分かると思いますけれども、冒頭にもちょっと言いましたけれどもね、消防組織法によればね、この市町村の消防に関する責任というのが第6条にあるんです。その中で、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとあります。で、7条には消防の管理ということで、市町村の消防は条例に従い市町村長がこれを管理するとあります。冒頭にも申し上げましたけれども、町長は町を守り町民を守る立場、その責任があるにもかかわらずですよ。放棄という言葉は失礼かもしれませんが、そのようにも取られるようなそういう答弁、回答、また、条例を提出するということは、本当にこんで町民を守れるのかっていう不安が、心配があるんです。だからね、そういう、この6条、7条にうたっているように、消防組織法の6条、7条でうたっているように、町村の責任と町長の責任というのがあるんですけれども、そういうことについてはどのように捉えますか。今回この定数減らすっていう言い方してますけれども。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前のほうのですね、負担金についてもお互いに知っておいたほうがいいかもしれませんので、これは担当課のほうから、現在本町でどの程度負担をしているものかということについては、これは課長のほうから答弁をさせたいと思います。

それから、この補充に関しては、決して努力をされてなくてこういうような、投げやりな状態でこのようになったということではなくて、それぞれ班ごとに、あるいは区長さんなどにも協力をお願いしながら補充をいろいろやってきたと。結果的に、現在はこういう状況ですし、さらにさっき答弁したとおりでありますけれども、団長をはじめ幹部の皆さんにも相談をしたところ、もうやっぱり定数を確保するのは大変だということで、こういう状況を考えることに至ったということになります。それでも、それでもこの定数を仮に変えても、十分確保することにはそうたやすいものではないだろうと思っ

ていますので、これ以上減らないようにさらに努力をしなくてはなりません。今、議員のほうから言われたように、決して団員の皆さんを軽率に捉えているわけでは何でもなくて、その重要性については同じ考えでありますけれども、現状に即してこういう状況はやむを得ないかなという判断をしたということになります。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 先ほどですね、工藤議員のほうから補償報償組合の負担金のお話がありました。それで、今、先ほど町長のほうからも、担当のほうから説明させますということでしたので御回答申し上げます。

まず、今年度の本町の補償報償組合に対する負担金につきましては469万1,500円です。これは、条例定数210人に対する負担金ということで、単純に何円掛ける210ということではなくて、そのほかにもいろんな人口割とか、そういういろんな計算に基づいてですので、単純に割る210ってということではございませんけれども。はい。それで、先ほど工藤議員が、その半分ぐらいは交付税措置されてるんでないかというようなお話でしたけれども、あくまでもですね、交付税の算定の中で、町全体の基準財政需要額の中の、消防費の中の基準財政需要額を検討するに当たっての一つの単位としてそういう数字が出ているわけで、その費用が丸々交付税措置されるということではないので、その辺は御了承いたします。

○1番（工藤昭憲君） 1番。

○議長（天野秀実君） 議長を通して議論を行っていただきますので、総務課長まだ……しているところを答弁していただきます。

○総務課長（高橋正彦君） その基準財政需要額の中にその50%分を、あくまでも国では見ますよということで、ですから実際にその金額が、交付税としてその金額が色麻町に來ているというふうには、そこまでは分からない状況でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 本員が言ってんのはね、あくまでも消防庁で出してる資料を引っ張り出した中で、そういう消防団に関わる交付税措置を、令和元年の資料ですけども、こういうのがありますよと。その中では約50%程度交付税措置しますよと。当然、交付税の中には色がついてるわけじゃないので、これをここだ、あれをここだというふうに色ついてないので、それは分かりませんよ。ましてや、基準財政需要額算定の基礎のね、そういう、こんな厚い資料持っているわけじゃないので、私はそれ以上知りません、正直言って。ただ、交付税措置がされてるってことは事実なんでしょう、ね。これも市町村の財政負担を軽減するために、報償費負担組合へのその負担金を幾らかでも減らして、消防団員が入りやすくする。また、その中で消防団にもしかしたらばその費用分を、消防団員の手当に充てられるような、そういう措置の中の経緯で、今、こういう措置さってんだらうなというふうに理解しているんです。

ただ、何度も言いますけれども、50%ぐらいという資料なんです。そして詳細は分かりません、本員は。だから、そういう虎の巻を持った方にどうこう言われっと、こっち全然反論できなくなるのでね、その辺は御了解を願いたいなと思っております。その内容的なことを知らせたいということは分かります。でも、何かこう、反論されると、本員の言っていることが否定されてるみたいなふうにな、取りますし、有線を聞いている方もそのように「ああ、あいづ、うそ言ってるんでねえかや」っていうふうに思われがちな部分も、微妙な部分もございますので、その辺はあんまり強調してもらいたくないなと思っておりますけれども。

その中で、今、総務課長から、ちょっと深掘りしたような答弁、回答がありましたけれどもね。多分、あながち本員が言っていることもうそではないんだというふうには思っているんですけれども。だから、大ざっぱに30人今回減らすっていう、定数から減らすっていうその数式は、単純にその469万1,500円って言いましたか、それを人数で割って、50%、さらにその2分の1だよという数式で2万2,000円が約1万1,000円だよという数字ではないというのは理解はしているんです。ただ、何度も言いますけれども、そういうこまいね、計算方式、方法、分かりませんので、ただ単に定数割る金額で出した数字が1万1,000円くらい負担が軽くなるんじゃないかと。だから、総務課長に前に話したように、30人減らしても33万円だよという話しした記憶がありますけれども、そんな程度なんです。だから、一万何百円とか、一万一千何百円とかっていう数字は分かりませんけれどもね。そういう中で、さらにですね、

○議長（天野秀実君） 質問者の工藤昭憲議員にお願い申し上げます。質問の趣旨を簡潔にお願いいたします。簡潔明瞭に質問の趣旨をお願いいたします。よろしくお願いします。

○1番（工藤昭憲君） 質疑してるんじゃないんです。一般質問してんの。一般質問、何、簡潔にしろっていうの。だったらやめます。簡潔にしろ、できるわけじゃないじゃない、一般質問。違いますか。質疑だったら分かります、注意は。簡潔にしてくださいっていう、質疑だったらば。

○議長（天野秀実君） 工藤議員に申し上げます。一般質問は、通告制となっております。通告の事項に沿って、質問されるようお願いいたします。

また、質問に関しては、自己の哲学を多いに披露しながらの質問は、これは一般質問ですからできます。ただ、何を聞かんとしているのかのその趣旨を明らかにしながら、簡潔にしながら、質問に努力していただきたいという趣旨でございます。

○1番（工藤昭憲君） 議長の注意にね、反論するつもりはないんですけれども、本来通告制ですから、通告にのっとってすべきだよと、理解してます。でも、回答が定数削減について今議会に提案してますという回答だから、少しだけ触りますよという。で、町長のさらに答弁がね、この報償費組合の負担金についてもということを使ったものですから、それについてただただけなんです。それは駄目なんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 今、工藤議員と私との議論になっているようですので、暫時休憩

させていただきます。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 32 分 再開

○議長（天野秀実君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

1 番工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 議長から一般質問で注意をされました。初めてでございますけれども、質疑では注意されたことが何回かありますけれども。通告内容に沿って一般質問してくださいというその趣旨は分かりますけれども。その中で、議長に従って、反発しても勝てませんのでね、議長の指示に従いながら通告にできるだけ沿った中で質問をしていきたいと思っておりますけれども。

その中でですね、ほかの法律にも消防団の強化というのが示されてる、載ってるんですよ。この消防団を中核とした防災力充実に関する法律、充実強化に関する法律っていうのがあるんですけれども、この中で1条、2条、そしてまた大事なところでは8条、9条、10条、11条とありますけれども、本員もかつては消防団にいた経験がありまして、その頃からやはり団員の募集といいますか、加入させるということは本当に大変だった記憶はありますけれども。ただ、消防団の強化ということで、こうやって自治体に対して責任っていうか、その取り組むべきものっていうの明確に示しているんですけれども、この中で消防団の強化、消防団への加入の促進、それから公務員の消防団員との兼職に関する特例、そしてまた11条には事業者の協力ということで、多分総務課長は御存じだと思いますけれども、そういう条文があって、やはり代替性のない、欠くことのできないそういう組織だということで消防団を認めて、国でも何とかして増やすために、自治体にもいろいろな交付税措置を含めて、団員の報酬を上げたり、何かいろいろ手を尽くして、そして消防庁でもこういうことをしたら団員の加入につながるんじゃないかなというような事例なども示しながら、そして団員の加入促進を図っているんですけれども、こういう取組を町としてどのように具体的にやってきたのか。1条の定義、2条の目的、それらについてどのようにこれを行ってきたのか。1条が目的ですね。2条が定義ですね。8条が団員、消防団の強化とかって続くんですけれども、そういうことに対して、担当課長としてこの辺どのように認識しているのか。改めて確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まずですね、この消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は存じ上げております。それで、今までどのような形で消防団員の確保に努めてきたかということで、工藤議員の御質問の②に当たるのかなというふうに考えておりますけれども、消防団

員数の減少は、地域防災力の低下が懸念されたことから、当町ではですね、消防団員の確保策として令和3年度に色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び色麻町消防団条例の一部を改正し、団員階級にあるものの年額報酬額の増額、出動報酬の導入等、消防団員の処遇改善を図ってまいりましたが、消防団員数の改善には至っておりません。今後ですね、消防団員数の確保対策として、さきにお示したとおり180人に削減する定数の充足率を90%台に維持することを目標として、退団者が出る場合はその補助人員の確保について、消防団幹部のみならず行政区長さん方にも御協力をお願いしたり、必要に応じて広報紙やホームページ等で募集するなど、その時々に応じた確保対策を講じてまいりたいと考えておりますが、これまでも町の広報紙に掲載したりですね、あと消防庁とか消防協会のほうからも消防団員募集のポスターとかチラシとか、若い有名人とかアイドルを活用した消防団員のポスターとかチラシなんかが配布されておりますので、それを各行政区にお配りしたりとか、それから行政区長さんとか、消防団員の方々にも御協力いただきながら消防団員の確保に努めてまいりまして、その結果といたしまして、毎年毎年入団者はいるんです。まるっきり全然1人もいなくて、何もしてないわけではなくて、必ず毎年入団者がおります。ただ、やっぱり全国的にもう人口も減っている関係上、日本全国どこの消防団の団員数も減っておりまして、色麻町だけが努力しないで減っているわけではありませんで、これはちょっとどうしようもない部分がありますけども、しっかりと消防団の入団に対する努力は町、行政区、それから消防団員と協力しながらやっている現状でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、総務課長から回答がありました。先に言うの忘れましてね、②に移りますってね。ごめんなさいね。

その中で、今、消防団員の処遇改善を図ってきましたと。しかし、現在のところは団員数が210人に達せず、改善には至りませんでしたという回答ですよ。そうすると、処遇改善をしたんだよと。確かに国では、1人当たり幾らだったか、3万6,500円でしたよね、たしかね、交付税措置されてる金額がね。本町では4万3,000円かな、今現在。6,500円ほど国からの交付額を上回った報酬はお支払いしてるのは承知はしてます。しかし、この改善には至りませんでしたと、処遇改善をしたけれども、改善にはつながらなかったということは、どっかにまだ問題があるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども。改善効果がなかったということになれば、やはりまだ何かは考えないのかなと。端的に言えば報酬の増額とか、または出動報酬の増額とか。確かに、何か5万円を上回ると税金、課税されるとか、出動報酬も8,000円を超えれば何か課税されるとかっていうのは分かっているんですけれども、全部引かれるわけではないですよ、当然ね。やはり、よその事例を見ますと6万円台、また出動報酬も1万2,000円ぐらいお支払いしてる場所もあるんです。多分、その辺も分かってんのかなと思うんですけれども。言いたいことは、いわゆる効果がなかった、改善の効果が出なかったというふ

うに認識しているのであれば、そのさらなる改善、報酬のアップっていうんですかね、そういうことも考えなくてはならないのかなと思うんですけれども。その辺についてはどのような認識をもっていますか。改めて伺います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 報酬ということについても影響ないとは言えないかもしれません。町としては、他町に比しても遜色のないようにやりたいという思いではございます。

団員を確保できないという、やっぱり、今最大の原因は、やっぱり仕事の両立ではないかと思っているんです。今、どこの会社でもってちょっと言えないんですけれども、今、大体2交代とか3交代とかって大分多くなってきていますよ。そういう中にある仕事との両立ということが、やっぱりこれがちょっと難しいのかなあというふうに思っております。それから、こまく言えば健康的なものであったり、家庭の事情であったり、そういうことも多分あるとは思いますが、やっぱり、今、若い人たちにとっては仕事の両立が課題になっているのかなというふうな思いでおります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 処遇改善だけではないんだと、ね。ただ、このことに関しては④で出してますので、もしそこで時間があればそこで改めてお尋ねしますけれどもね。本員は団員から、幹部の方も含めて、報酬とかあと処遇云々なんていうのについて聞いたことはないんですけれども、だから団員の方々の気持ちは分かりません。ただ、かつて消防団にいた者としての考え方の中での話なんですけれども。そういう中で、団員の皆さんはやはり自分の地域は自分で守る、そういう使命感と責任感、そして気概を持って私は活動しているんだというふうに思ってます。本員が消防団にいた頃、そういう思いだったもんですから。それは、そういう思いを持っている団員の考え、そういう皆さんの考えに町が甘えているのではないんでしょうかね。もうちょっと何か、それに、こういう考え、気概を持って取り組んでいる、責任、使命感を持って取り組んでいる消防団員に対して、もう少し報酬を上げるなりの、やはり町として努力をして、その団員の皆さんに報いる考えを再度検討してほしいなという思いはあります。やっぱり、甘えるのではなくて、そういうふうに、成り手がいない中でもその自分の町を守りたい、自分の地域を守りたい、そういう使命感、気概を持っている団員に対して、それなりの報酬、手当というのは、もう一度考えるべきではないのかなというふうには思ってます。

答弁にもありましたように、この回答書にもありますけれども、こうやって報酬を上げたとか、出動報酬について改正したとかってありますけれども、例えばですよ、この出動報酬に関して言えば、報酬と出動報酬違うわけですから、基本的には。だから報酬についてちょっと言わせてもらえれば、4時間以内4,000円ですね、4時間を超えた分については8,000円。単純に言いますけれども、そうではないと言われるかもしれませんが、1時間当たりにすると1,000円だよ、1,000円。これ、適切な対価でしょうかね、1,000円っていうのが。今、職員の皆さんが1時間残業すればどのくらいになるのか知りませんが、1,000円ではないですよ、多分。だからね、報酬っていうのは、

やはり適正な対価っていうのが必要なんだと思うんですよ。それをやったからって、団員の人数が増えるかどうかは分かりません、正直言って。ただ、あまりにもちょっと低過ぎるような気がします。

例を挙げるとちょっと語弊があんで金額だけ言います。別表第3の中では5万3,100円っていう年報酬をもらっている、そういう委員もあるようです。あと、選挙関係に関しても、大変な仕事なのは分かるのでそれが適正な金額だろうと思いますけれども。この消防団に関してね、町を守る、町民を守る、そういう崇高な使命を持って、そして使命感と責任感、気概を持って、火事場に例えば行ったときにですよ、私の経験言ってお大変申し訳ないんですけども、初めて行ったときにね、北大村の家事だったんですよ、火災出動したとき。火の勢いに圧倒されてね、足が動かないの。火の粉は飛んでくるし、熱いし。本当、一步間違ったら死も覚悟しなくような、そういうような非常に過酷な仕事なんですよ、消防団の仕事っていうのは、消火活動っていうのは。これは、いろんな災害なんかもそうだし、あと捜索なんかの出動もありますよね。それらについても多分同じだと思います。それがね、時間に換算して4時間以内4,000円だよ。これが、何回も言いますが、団員増員の決め手になるかどうかは分かりません。ただ、評価としては低い。はっきり申し上げますと、これは。評価としては低過ぎる。もうちょっとね、改善する余地はあるんじゃないかなと思いますけれども。要するに、仕事をやったことに対する対価が報酬でしょう。そういう観点からした場合、その報酬という、対価というものに対する考え方はどうなんでしょうか、町長として。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お願いします。

まずですね、この処遇改善でございますが、これは令和4年度から始まりました。それでまだ2年目、今3年目になります。ですので、これが直接ですね、団員の入団促進には今のところはまだ反映されてませんけども、今後ですね、もっともっと周知をしまして、それをもう少し周知する必要があるのかなというふうに思います。

それから、その報酬を上げるとかその辺はですね、まだ本当に今3年目ですので、もう少しですね、様子を見ながらちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 回答でね、改善に至りませんって言ってんだよ。違うの。だから、改善に至らない原因の一つではないかなと思うので、今後上げることも含めて、年間報酬、出動報酬に関してそういう考えは、私は改善すべきではないかなという思いがあって質問してるんですけども。それを令和4年に改定してまだ3年目なんだから、だからもうちょっと見たい。見たいんだかもしれないけれども、回答では団員数の改善には至らないということを言ってるわけだから。だから、報酬を改定したけど改善が見られなかったということを答弁してるわけですから、だからその見直しも含めてそういう考えはどうですかって言ってんの。だから、ないというふうに取りたい。では、今

の答弁は、今後も。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 団員の確保ということでは、報酬の関係もないというわけではないだろうと、これは質問者も言っているとおりだと思います。それは状況を見て判断をなくちゃならないということになりますけれども。さっき申し上げたとおり、一番団員の確保に今課題の大きなのは、やっぱり仕事の両立のような気するんですよ、これが。そして、小さいことを言えば、これは健康上とか家庭の関係とかいろんなことあると思いますけれども、報酬もないとは言いませんけれども、この仕事の両立でできるかどうか、それが一番大きいんじゃないかというふうに見てます。

報酬については、これも関係ないというわけにはいきませんので、これは総務課長言ったとおり検討をしていかななくちゃならないことでありますけれども、まだ今のところ改定してから2年目だと、3年目に入っただけだということで、状況を見ての判断ということにさせていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 先ほど申し上げましたようにね、④でこのことについては出しますので、町長が答弁されたいろいろなことについては。ただ、今の話、ニュアンスを聞きますと、答弁聞きますと、今3年目だよと、そういう中で、報酬改正してね、3年目だよと、だから様子見るんだという言い方。要するに含みあるんですけれども、今後もさらに法制の改正がなされる可能性もあるのかなというふうに思ってますので、それはそれでいいです。もう40分切りましたので。

ただ、その中でね、この②についての回答の中でね、今後団員確保対策として、さきに示したとおり、回答書でね、180人に削減する定数の充足率を90%台に維持することを目標とするんですか。びっくりした、これ見て、回答書見まして。本来目標というのね、町長、100%なんだよね、違いますか。こんなことだから210人の定数を掲げていても90%を下回ってる、86%何ぼだ。こういう姿勢がそもそもね、誠意も熱意も感じられないって冒頭に言ったとこなんですよ。何で100%にしないんですか。210人の定数を掲げて、それが86%しかってなんない現状で、これ以上団員数確保するのに望めないから定数下げますと、30人削りますということ言ってて、ほんでその充足率は90%だよ。職員が仕事に取り組むその姿勢が、目標達成率が90%と理解していいんですか。皆さん、皆さんの目標は町長から見ればね、町長が答弁してんだから、書いたのは担当課だけど。町長から見たときに、この仕事やってくださいって、ね、課長職員に言う。その達成率が90%でいいって言ってるんだよ、町長。果たしてね、これでね、全体の奉仕者として仕事務まりますか。達成できますか、これで、こんな答弁で。町長は、この回答書、担当課から上がってきたときに、これチェックしないんですか。チェックしてね、本来であれば「いや、この回答はまずい」と指摘しなくないんでしょう、本来。見てない証拠だ、悪いけど。こんなんでもね、職員の士気が上がんない。職員の士気を上げて、全体の奉仕者としてしっかりと公務員としての仕事をするように指導監督するのが町長、副町

長の立場でしょう、違いますか。これについて見解を求めます。

- 議長（天野秀実君） 1 番工藤昭憲議員にお諮りいたします。ただいま、一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

- 議長（天野秀実君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

答弁から入ります。町長。

- 町長（早坂利悦君） 目標ということについて御指摘ございました。大変申し訳なく思います。90%台ということでお叱りを受けました。100%を目標にしっかり頑張らせていきたいと思います。

- 議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

- 1 番（工藤昭憲君） いや、あのね、町長ね、随分とあっさり言いますけどね、議員からね、議場で指摘されてからね、そんな答弁ないと思いますよ。（「そうだ」の声あり）町長のスタンスとしてどういうスタンス取っているのか分かりませんが、さっきも言ったようにね、一般質問の回答書、せめて目ぐらい通したほうがいいと思いますね。通しているんだと思いますけれども、もうちょっと熟読したほうがいいんじゃないですか。目標を、90%に設定するなんて目標、どこにあるんですかね。全体の奉仕者としての立場の方が。担当課から出てきたんだと思いますけれども。書いたほうも書いたほう、作ったほうも作ったほうだ、悪いけど、こんなの。町民ばかにしてますよ。仕事の目標を90%だなんて、言語道断、全く。

町長ね、何回も行ったり来たりしてるかもしれませんがね、消防団というのはね、町を守り、町民を守る防災の最後のとりでなんですよね。だから、その消防団をどうやって維持していったらいいか。最近よく聞きますよね、サステナブルっていう言葉、持続可能という意味だそうです。この持続可能な消防団を維持していくためには、継続していくためには、本来は、先ほど言ったように山林面積も多い中で、元の210人、それに近づけるような、そして今回やむなく定数削減の条例出しているのであれば、162人の目標でなくて、定数削減した180人を100%を目標にして、これでも持続可能な消防団が維持できかどうか分かりませんが、最低限とにかく、定数減らすのであれば100%の180人を確保して行って持続可能な消防団を維持する、そういう必要があるということを、再度、担当する人も含めて、町長、副町長も含めて、そういう意思を

しっかり持ってもらって。もしかしたらそれは原因の一つかもしれない団員の報酬を、処遇改善をもう少し図るべきではないですかということ言ってるんです。だから、町長は今年で3年目だから、課長ももう少し見てみたいという答弁ですけども、それはそれでいい、しょうがないね、まだ始まったばかりだから。ただ、それを言わせてもらえば、消防団の団員の定数を削減したのもね、上げたり下げたりしたけど、まだ8年ぐらいしかたってない、正直言って。8年っていう数字がいいのかどうか分かりませんが、でも。だから、定数を改善しても、本当に、さっき言ったように8条、9条、10条、11条にのっかってしっかりやった結果、八方手を尽くした結果が団員の増員につながないと、だから今回減らすんだっていうんだったら分かりますけれども、どうもそう思えない節があります。対策はどう考えていますかといったら、90%を目標にするっていう言い方が非常に納得できない。ただ、30分しかってないので、③、それに行きたいと思います。まず、できるだけ、とにかく100%でやるっていうんだから、3年過ぎて、4年過ぎて、5年過ぎて、そのときここにいかないか別にしても、生きてる限りそういう答弁忘れませんので。だから、100%の180人を、とにかく定数減らしてもそれが維持できるように努力してほしいと思います。これ、お願いでなくてね、ただこれ以上言うちょっと問題発言になっから言いませんけれども。努力してくださいとしかって言いようないんだね。

では、時間が30分なので、③の団員確保できない原因、これ調査すんのかしないのかってことで出したんですけれども、これについて伺います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 答えいたします。

団員を確保できない原因があると思うか、何が原因で入団しないのか、なぜ退団したのかなどの調査を実施しますかというような御質問でございます。

現在ですね、色麻町消防団条例が定める定数210人を確保できない原因といたしましては、少子高齢化、都市部への人口集中、若年層の地元離れなどが主な要因として挙げられます。当町のみにとどまらず、全国各地で深刻な問題となっています。

また、消防団に入員していただけない原因としては、消防団活動に要する時間的な負担もあり、仕事や家庭の負担と両立させるのが困難であるため、入団をちゅうちょするというような事例も少なくございません。

退団される消防団員のその理由については、一身上の都合としながらも、仕事や家庭の事情や健康上の理由など様々あり、あえて調査を実施することはありませんが、近年は団員の高齢による退団が主な理由となっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） あえて調査はしませんよと、ある程度そうではないかなという、その理由はつかんでいるんだというふうに理解したんですけれども。ただね、課長ね、本当につかんでるんだかどうか分かりませんが、その言葉を信じますけれども、

あえて調査を実施することはありませんと今答弁してるんだけどね。ただね、かつて、今の中国をつくったっていう言い方、かつての毛沢東という方がおりましたよね、中国にね、指導者が。その、かの毛沢東さんはね、調査なくして発言なしっていう言葉言っているんですよ。多分、分かる方多いと思います。調査しないでね、根拠のない話をするんじゃないよと。しっかり調査をして、そしてその結果こうだという根拠をつかんで発言しなさいと。だから、調査なくして発言なしと言ったそう。私はかのその毛沢東さんは信奉はしてませんけれども、多分正論だと思います。だからね、大体こうだろうなという、言っていることは分かります。でも、本当に何が原因なのかっていうのをつかんでないんだと思いますよ。多分憶測、推測、理由聞いたら、家の都合なんだ、仕事の都合なんだ、一身上だとかっていう、そういう多分表現はしてんだと思います。だから、こういう言い方して失礼なのかもしれませんが、賢者は歴史に学び愚者は経験に学ぶっていう言葉があります。やっぱり歴史に学んだ中でのそういう原因というのを調査していきながら、しっかりとしたデータをそろえて、そして原因はこれだよというのをつかんで、だったらばっていう対策立てられるわけでしょう、そういうのつかめば、分かれば。職員の方々ね、忙しいの分かります、確かに。手が回らないのも。だからといって、忙しいからといって、町長は職員増やしてってお願いしても、うんって言わないしね。困ったもんだけどね。だから、いる人でしかってやれないの。いた人でしかってできないの。それは分かります。ただ、最初にも言ったようにね、情熱、熱意を持って、やりがい職員がしっかりと持てるような、そういう指導監督を町長にしてほしいという、さっき言ったのそこなの、だから。やはりね、職員も頑張ってることに對しての評価をすべきだと思うし、消防団員もしかりね。こういう業務に携わって、大変な仕事なんですよ。だから、消防団員の気持ちに寄り添う、分かってもら、そういうのも分かるっていうのも大事だと思うから、調査したらどうですかと、調査をしないんですかっていう問いかけしたんです、今回。そうしたら、あえて調査を実施することはありませんという回答だね。これも熱意が感じられない、正直言って。原因は分かっているふうな話してますけれども、実際は分かかってないと思います。と、自分では推測します。あと24分しかってないので、これ以上言いませんけれども。ただ、調査なくして発言なしという言葉覚えててください。しっかりと根っこをつかんで、原因を分かかって対策を立てる、それはどの課でも同じだと思います。それだけはぜひ、忘れないでほしいなと思います。

④に移ります。会社勤め等多い現状を考えたとき、企業側の消防団に対する理解が不足していると感じます。町として理解を得る対策を講じる必要があると思います、と出しております。回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

現在、町では消防団協力事業者表示制度を活用して、たまご&ファーマーズ株式会社、J A加美よつば農業協同組合、積水ハウス株式会社東北工場、ヤマダ電機株式会社の町

内4事業所を消防団協力事業所に平成27年10月から認定しており、これらの事業所からも十数名が消防団に入団いただいております。

各事業所に勤務する団員が、有事の際にちゅうちょすることなく消防団活動に従事できること、またそれを可能とする職場内の制度や環境の調整をすることなどについて、それぞれの事業所から御理解を得られております。

これらの事業所に限らず、消防団員が勤務するそれぞれの事業所においても、地域防災の中核的役割を担う消防団の活動に対して御理解をいただいていると思いますが、それぞれの事業所で共通した理解を得られていないのが実情でございます。これらの事業所に対しましても、消防団活動に共通した理解を共有していただけるよう、御要望や御意見等を参考にしながら対策を検討してまいりたいと考えております。

さらにですね、消防団協力事業所についても、現在の4つの事業所に加え認定事業所を追加することについて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） イセファームですか、農協だとか、ヤマセさんだとかね、それから積水さんね、協力もらってますという回答で、ただ、それぞれの事業所で共通した理解は得られていないのが実情ですって回答ですけども、町長が言ったように、そこなんですよ。本員が消防にいたときもそうなんですけれども。いつそれ消防団の消防のこういう行事あるので休みますと、休みたいんですという申請をすると、いい顔されないそうです。そして、粘ろうとすると、誰それ君、消防団と会社どっち大事なのやと言われるんだそうです。そうすると、やっぱり、出したい言葉も飲みますよね、現実。そこなんですよ。だから、先ほど来言ってますけれども、この消防団を中核とした防災力の充実強化の法律の中で、こいつ平成25年でしたっけ、制定されたの、たしか、その中で11条に事業者の協力ってうたっているんですよ。事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。2項で、事業者は、その従業員が消防団員として活動を行うために休暇を取得したこと、その他消防団員であること、またはあったことを理由にして当該従業員に対して解雇その他不利益な扱いをしてはならないとうたってるのね。そして、町の責務として、さっき言ったように消防団の強化に取り組みなさいとうたってるの。やってきたんですか、そういうこと。事業者に対して協力お願いしますっていう話だけでないんだよ。消防団に加入してる人のその方が不利益な扱いを受けないように、町も配慮するようにここで定められてるの。なぜしないんですか。町長は、分かってるように、会社勤めと両立できないんだって言うてる。両立するように、このように法律つくって国で示してるの。そういうことをするのが町の仕事だよってことうたってるの。なぜしないんですか。回答お願いします。やってんだってならそれはそれでいいです。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

事業所につきましては、そういう活動をまるっきりやってないわけではなくて、今はですね、あれですけど、消防の操法大会あります、2年に1回ありまして、今年もありましたけども、前ですともう平日の日中とか、その消防操法大会に向けていろいろ、もう平日の日中から大会に向けて消防団の人たちは努力を、練習をしてました。そういう消防操法大会に臨むような団員の勤め先にとかですね、しっかりと協力をお願いしますということで、町のほうからそういう依頼文をしたりとか、そういう形では行っておりまして、何もやってないわけではございません。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 分かりました。ちょっと言葉が過ぎたところがあったかもしれませんが。その件についてはおわびしたいと思いますけれども。

やはり、全員とはいかないだろうなというのは分かります。ただね、町長が懸念してんであれば、やっぱりもっともっと団員が消防団活動に、しっかりと活動に参加っていうか、活動ができるように、もっとやっぱりバックアップ、下支えしてあげないと、ますます減っていくんだと思いますよ、町長。

それから、折しも、今ちょうど操法大会の話出たんですけれども、巷間伝わるころね、昔は班長だとか分団長だとか副分団長だとか幹部といわれる方々、大崎の総合大会、県の大会に出たとき、激励に行ってくれと、そういう指令があった。聞くと、今回、そういう話だと報酬出さなくねえからどうのこうのっていうふうに聞きました。事実でしょうか、これは。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） そういう事実はないと思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 当然だよ、ありますとは言えないね。ただ、現職の団員からそういうことを聞きました。その方がうそ言ってるんだというふうに、だったらばそうは思いますので、これ以上言うと問題あつから黙ってますけどね。ただ、そういうね、要するにさっき言ったように団員の皆さんは自分の地区は自分で守る、自分の町は自分で守る、そういう使命感とね、気概を持ってやってる。団員の士気をおとしめるようなそういうことは、もしあったんであれば慎んでほしい。やる気なくす、悪いけど。というのを現職のある方がそういうふうに訴えてます、正直言って。ただ、これ以上言うと、犯人探されても困るので、する気はないと思いますけれどもね。ただ、さっきも言ったようにね、町ではやっているというのであればそれはそれでいいですから。ただ、さらに、さらなる、とにかくその団員が活動しやすいようなそういうことを、町としてぜひこれも対策を講じてほしいと思います。

では、それについては回答いただきましたので、⑤に移ります。

今の班の数、また班ごとの定数はあるのか。人数の多い班と少ない班は何人か。出動時、人数が足りなくて団員以外の人に手伝いをもらい、その方がけがした場合、公務災

害対象になりますかというふうに出したんですけれども、それについて回答をいただきます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

現在の色麻町消防団の班編成につきましては、本部が役場班、女性班、ラッパ班の3班、第1分団が4班、第2分団が5班、第3分団が4班、第4分団が4班、計20班となっております。各班ごとに定数を設けてはおりません。団員数の一番多い班には14名が所属しており、逆に一番少ない班には6名が所属しております。

それで、災害補償につきましてでございますが、消防団には分団、班ごとに管轄する地区がありますが、色麻町消防団においては、町内全域が管轄であるとの強い意識と郷土愛の精神に基づいて、有事の際に出動していただいています。これまで、昼夜を問わず、火災等の出動等において消防団員の人数が不足して消火活動等に支障が生じたという事例はありません。また、仮に出動する消防団員数に不足が生じる場合でも、消防本部をはじめ所管の消防署等から消防隊が出動しますので、原則的にですね、現場近隣の一般の方が消火活動のお手伝いをするということはありませんし、お願いすることもあります。

ただですね、万が一、一般の方が消火もしくは人命の救助活動等に従事し、被災された場合は、公務災害の対象となりますので、被災者またはその遺族はその災害によって生じた損害の補償を受けることができるということになっております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 回答いただきましてありがとうございます。回答書を見て本当に安心しました、これについてはね。かつて、団員でいた頃はですね、足りなくて、操法大会とかなにかで足りなくてね、よその班から、本員が所属していたところは北大村班なんですけれども、北大村班では幸いなことになかったんですけれども、ほかの班でね、人員が足りなくて貸してくれないかっていうことが二、三度ありました。北大村班の人数が多いので。そういうことがあったので、やはり火災のとき、最低、一応形として4人必要なんですよ。実際は、緊急ですから人そろうまで待ってられないので、今積載車なので、昔可搬式だったんだよね。だからそういうこともあって、昔と今は全く違いますけれどもね。だからやっぱり、充足っていうのは大事なんです、非常に。だから聞いたんです、今回、あえて。4人そろわなくてもね、行くんですけれども。その際、昔だったらね、今言ったように今は積載だから、可搬式のときね、ポンプつけられないの、一人ではどうやっても。最低2人要る、できれば3人ほしい。そういうときね、たまたま班の事情を知っててね、駆けつけてくれる人がいるんだそうです、近くの人。そのときね、今までなかったようなんですけれども、万が一けがしたとき、その人そんでありがとうねで終わりでは済まないんですよ、けが等したら。だから聞いたんです。こいつ、質問書出した後に調べてみましたら、消防法の36条の3に、平成7年だかなんか改

正施行されたようで載ってましたので、さらに回答もこのようですので安心しましたけれどもね。それ以前はなかったんですよ、そういう補償っていうのが。だから、調べてから聞けばよかったんですけども。出してからいろいろ調べたら、36条の3に改正されて載ってましたので安心したんですけども。ただ、これがね、団員の皆さんが承知してるのかどうか。承知してればいいんですけども、承知してないと、やっぱり遠慮するんですよ。何かあったら困ると思って。今でもあるかどうか分かりませんが、火事場に近くの人が親切に手伝ってくれるんです。袋の火事的时候もそう、上黒沢のときの火事もそう、世の中ある意味でそういうところあると思います。そういうときに、万が一、そうやって協力してもらった人に何かあったときっていうのは、今分かりましたけれども、ただ勝手にする分については駄目なんですよ、基本的に。消防団員とか、消防署員に許可っていうか、手伝ってって言われて初めて、たしか、多分成立するんだと思います、この法は。だから、自主的にやったことが全て該当するかどうか分かりませんが、そのことをやっぱり団員の方が知らないとは駄目なのかなと思うんですけども、平成7年に施行されてます。これについて、団員承知してますか。確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 確認しているかどうかといいましたら、全団員が（「分かっていますかっていうこと」の声あり）全団員が承知しているかどうかというのはちょっとこちらでは把握してないんですけども。ただですね、むやみやたらに言ったら変ですけども、消防団員が一般の人にですね、よっぽど緊急なことがない限りはそのお手伝いをお願いするということはまずないと思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 北大村のときの火事的时候も、南大村のときの火事もありました、上黒沢のときも、袋のときもあった。そのときは隣の人がもうホース持ったりね、ホースを直したり、よじれたりキンクしますよね。そういうことを手伝ってくれるの、誰も言わないうちに。実際、そういう現場見てないの。だから言ってるの。自分の家の隣の家が火事的时候、隣の人手をこまねいて、こうやっててあぐら組んで見てる人誰もいないの。率先してね、自分でできること何かしようと思って、みんなやってくれるんです、実際。だから、そういうときに、そういう方が何かあったときに、例えば、要するに、分かりやすい話が、ホースにつまずいて転んでけがすることだって十二分にあり得るの。ただ、幸いなことに今までなかっただけ。だから、それを団員の皆さんの知っておくことが大事ではないのかなと思うから、あえて言うんです。ただ、そいづを率先して手伝わせるようなことを言えということ言ってるんでなくて、必要な場合があった場合に、そういう対応ができるよという思いがあっから、だから今言ってるの。そういう意味です。

あと4分しかないので、あと⑥お願いします。地域防災の要、何だと思っておりますかということ。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 地域防災の要は何だと思いますかという御質問でございますが、地域防災においては、自助、共助、公助が重要な3つの柱としてよく用いられる概念でございます。それら3つの柱がそれぞれの役割を理解し、バランスよく機能させることが効果的な防災減災活動につながります。

自助とは、災害時にまず自分自身や家族の安全を守るための個々の取組で、非常食等の備蓄や避難経路の確認などの準備と行動です。共助とは、地域や近隣の住民同士で協力し、支え合うことで、防災訓練の実施や避難行動要支援者の支援など、共同体としての取組でございます。公助とは、政府や自治体、消防、警察などの公的機関による支援や、救助活動等でございます。災害が発生した際には公助による迅速な対応が求められますが、広範囲に被害が及ぶ場合は即時に全ての被災者に対応することが困難です。そのため、個人や地域の備えを強化する自助と共助の機能が地域防災において重要でございます。

消防団はまさに共助の代表的な存在であり、地域防災の要でございます。消防団は、火災や自然災害が発生した際には迅速に現場に駆けつけ、消火活動や救助活動など、住民の生命と財産を守ることを使命としています。これに加えて、平時から地域住民と密接な関係を持ち、日常的に交流を深め、地域の実情に精通した支援を行うことができるため、消防団は地域防災の中核的な役割を担う存在でございます。

また、防災訓練の実施や地域住民への防災意識の啓発など、地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織も重要な地域防災の要であり、地域社会の共助を具体化する組織です。住民同士が協力して防災に取り組むことで地域のつながりや信頼関係を強化し、住民が支え合える体制を構築することを目的とする自主防災組織も地域防災の中核的な役割を担っていると考えます。

消防団と自主防災組織は、災害時だけでなく平時からの備えとして地域の安全を支える共助の一環となっており、地域の共助力を高める中心的な役割を果たす存在であると考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。消防団は地域防災の要だよと、中核的な役割を担う存在というの分かってながら定数を減らす。新しく今度定数を減らして、定数を新しく定める、その目標が90%だよと。よく分かりました。

最後にもう一度言いますが、回答、答弁でもあったようにね、消防団は地域防災の中核的な最後のとりでなんです。だから、減らすとかなんとかっていうことを考えるのではなくて、まずとにかく、何回も言うかもしれませんが、とにかく減らすことを考えるのではなくて、何とかとにかく確保する努力をしてほしいっていうのね。これだけ消防団員という危険な目に遭う可能性が大きい仕事してる中で、町がいろんな仕事、役割があって、いろんな委員会ある中で5万3,000円ももらう、報酬もらう、そういう

役割を持った委員会もある。消防団と比較するわけにいきませんが、やはりそれを上回るような、やっぱり報酬を最低限必要だっているように認識してます。そして、それが少しでも団員募集の一助になるのであれば、当然考えてほしい。

○議長（天野秀実君） 以上で、1番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。

次に、暫時休憩をいたします。

午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、6番河野 諭議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。6番河野 諭議員。

〔6番 河野 諭君 登壇〕

○6番（河野 諭君） では、9月会議ですね、一般質問としては6番バッターとしてですね、大変皆様お待たせをいたしました。あんまり待ってなかったような雰囲気もありますが、気合を入れてですね、本日大綱3点、質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、畜産農家の支援についてであります。

本町の畜産農家、肉用牛と乳用牛であります。本町でいえば肉用牛が70戸、70世帯ですか、肥育のほうがいわゆる2世帯、乳用牛のほうは9戸、9世帯ということで、計81戸、81世帯の方が本町で畜産業をされております。

その中でですね、経営のほうが非常に厳しいと聞いておりますし、中には厳しいを通り越して苦しいという声も聞いております。原因の一つが、配合飼料価格が令和2年1月以降急激に高騰し、今後も価格下落の見通しが立たない状況であり、子牛市場価格も下落している状況であります。崩壊のカウントダウンがすぐそこまで来ていると聞いております。私たち人間がですね、生きていく中で大事な食を守っている畜産農家であります。町長の説明ではありましたが、畜産農家の方非常に頑張っている状況ではあります。経営が苦しいというのは変わらない状況であります。国もですね、9月以降支援の動きがあるようですが、町として何か支援策は考えていないのか、まずもってお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野 諭議員の3点の質問の中の大綱1点ということで、畜産農家の支援についてということがございました。畜産農家の関係については、今、質問にあったような状況であるということについて、私も存じております。そういう中でのことでありますけれども、まず飼料価格については、いわゆる餌ですけれども、令和2年

以降急激な価格上昇を見せ、現在高止まりが続いている状況であって、今後も価格下落の見通しが立たないという状況ではございます。

一方、肉用牛については、子牛及び枝肉相場の価格下落、あるいは乳用牛については生乳生産費の半分以上を占める飼料の高騰により大きく所得が減少するなど、非常に厳しい状況となっているということについては指摘のとおりであります。

町といたしましては、国、県などの飼料高騰対策支援の働きを行いながら、各関係機関と情報共有しながら、町としての支援策はどの辺をどのようにということについて検討していきたいというふうに考えておりますので、現状ではあくまでも国と県のほうの状況を見定めているということでもあります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 各機関とですね、情報共有をしながら、支援策等々検討していくという答弁と、国、県にしっかり働きかけを行っていくという答弁がありました。

私が聞いたあれですと、県のほうは正直、今のところ支援のほうは、県としては考えていないと。国のほうでそういう動きがあるというふうに私は聞いておりまして、ぜひですね、町としてもですね、町のできる範囲でこれは構いませんので、町の財政状況によりますので、そこはぜひですね、町としては前向きにここは検討をしていただきたいというふうに思っておりますが、自治体によってはですね、ふるさと納税の基金を取崩して支援しているところも、最近ちょっと調べて出てきましたが、本町はそのような考え、持っているのかどうかそこもお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ふるさと納税関係で、いろいろ、何て言いますかね、条件ではないんですけどもこういうのに使ってほしいという希望があるんですけども、全部あるわけでないにしてもですね、そういう中にはこの関係の要請要望ということで御寄附なされたということにはちょっと私は記憶ないんです。ですので、も、ありますので、今のところ、それを利用してという考えは持っておりません。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） ふるさと納税で、町長の考えに任せますよと、町の判断でいいですよという基金が、それ一番あるんですけども、ですので町長の判断で、ここはやろうと思えばできますので、再度ここをお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも、冒頭の質問に答えたように、たしか県のほうでも動き出てきたと思っておったんですけども、国と県のほうの状況をまず見極めさせていただきたいというふうに思います。

決して、町のほうの財政的にも余裕があって思い切って出動させるということには、今のところ状況的になりませんので、その辺も含めまして、県と国のほうでの動向をまず見定めさせてほしいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） まずはですね、国と県の動きを見てからだということですが、私もここにですね、1億円、2億円出してくれと言ってるわけではありませんので、町ができる範囲でももちろん構いませんので、ぜひここは前向きな検討を町としてはしていただきたいなというふうに思っております。

その中で、他の自治体では、自治体の名前を言うと滋賀県東近江市ではクラウドファンディングを立ち上げて約2,300万円集めて畜産農家に支援をしております。今、2024年は第2弾を今プロジェクトで立ち上げている状況であります。本町はクラウドファンディングを立ち上げる考えはないのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

河野議員もおっしゃったようにですね、滋賀県東近江市におきまして飼料高騰による畜産経営支援を目的にですね、市がプロジェクトオーナーとなりましてクラウドファンディングを立ち上げておりました。目標金額5,000万円に対しまして寄附総額が2,300万円の寄附が集まっているという状況は承知してございました。

まず東近江市ですが、畜産が非常に盛んな地域でありまして、プロジェクトの返礼品につきましてもブランド牛である近江牛を中心に展開している状況でありまして、関係する事業への関心が高く、支援についても集まりやすい状況であると考えております。

一方、当町において、ふるさと納税には牛肉等の返礼品は含まれておりません。当町で生産される畜産物については、知名度が東近江市のようにですね、それほど高くない状況と認識しておりまして、こういった状況下で事業内容について多くの方々から共感を得てですね、寄附金を集めるのは大変厳しい状況ではないかと思っております。

このような状況を踏まえまして、現時点でのクラウドファンディングの活用は、現時点では考えていないという状況でございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 今、課長から答弁をいただきましたが、要するに答弁の中でありますが、本町は畜産農家、畜産物、知名度があまり高くないから、いわゆる寄附が集まらないのではないかと、そういった懸念もあるから現時点は考えていませんと。返礼品もブランド牛でないから、肉の返礼品もないから、そういったものも踏まえて、いろんな踏まえてやらないんだというような答弁がありましたが、何かやる前から、何か無理だからやらないんだという考えは果たしていいのかなと思ひまして、野球の大谷選手の言葉で、先入観は可能を不可能にするという言葉がありますが、最初から無理だからやらないんだと、やれることあるのにそれもやらないんだと、そういう考えで自治体はいいのかどうか、行政はいいのかどうかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 先入観で云々ということも、それは一理あるかもしれませんが、ある程度先入観というのは、別に言い換えればですよ、見通しということにもな

るんですよ。この見通しを誤ると、思わぬ負担もかかると、降りかかるということにもなりかねないので、この辺は簡単にじゃあ踏み切れば何とでもなるかというわけにはいなくて、やっぱり状況をよくつかんでおいてですね、これは質問者から言わせられれば、最初からやる気がねえんだとこうなるんでしょうけれども、そういう、やっぱりこの公的な機関というのは、あまり軽率に判断をしてすぐに行動に示すということが果たしていいか悪いかということもありますので、その辺は若干、もう少しですね、このクラウドファンディングについては度々提案受けますけれども、じっくりと考えながらやっていかなくちゃならないものだというふうに思ってますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） ある程度見通しも立ててということではありますが、いろいろなプロジェクトを私も見てますと、いろんな自治体がクラウドファンディングやっております。成功してるプロジェクトもあれば、失敗しているプロジェクトも多々あると。多々あるんですが、町はそのプロジェクトを立ち上げて何とか支援をしようとか、町を盛り上げようとかやっています。それでも失敗すること多々あると。でも、その自治体はしっかり挑戦をして、失敗したら次に生かすと、そういうやり方も私は取ってるんじゃないかなというふうに思いますし、負担が降りかかるんじゃないのかという答弁もありましたが、私は今まで質問をずっとやってきて、負担はやり方次第では、確かにゼロではないんですけれども、ほとんどないわけです。プロジェクト失敗したら、無理くりそのプロジェクトを町でカバーして、お金を出してやるんじゃなくて、失敗したらそれはやらないという方法もできます。ほかの自治体はそういうふうにやってるところもありますので、やり方次第では負担もないと。見通しと言ってますが、見通し、見通しと言ってずっと行動に起こさない自治体も果たしてどうなのかなというふうに思いますが、ある程度こういうですね、本町の畜産農家、本町、国の食を守ってるところが困っている中で、やらないという選択を取っていいのかどうか、再度お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まあ、いろいろ手法もあるようです。私もちょっと勉強不足なところもありますけれども、やってみて全然集まんねがったがらんでやめたと、これでいいものかどうか。それもちょうと、それではいかにもちょうとね、どうかと思いますので。その辺のところはもう少し研究を、私のほうでも少し研究をして、あまり設定の額を大きくしないで、例えば100万円なら100万円を設定してクラウドファンディングという形もないわけではないでしょうから、ちょっと研究をしてですね。全く町のほうで、事務手続とかそういう負担はありますけれども、金額的に何もそういう、仮に集まらなくたってそれはそれで仕方ねんだって、ほんで終わるんだかどうかね、もう少し研究させてもらいたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 町長のほうでもう少し研究というか、調べてからということであ

りますが、ぜひですね、畜産農家の方、非常にここ困っている状況でありますし、町民がいわゆる困っているときに、やれることはあるんだけどそれはやらないということは、やはり町民の方、畜産農家の方もがっかりするところもありますので、そういったことがないようにですね、町としてできることは、私は最大限ここは頑張っていたきたいなというふうに思いますので、これを言わせていただいてこの質問は終わりますして、2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、空き家について質問をさせていただきます。

日本の空き家の数は、2023年10月1日時点で900万の空き家があり、30年前から2倍に増加したと報じられています。これからですね、どこの自治体も空き家の数は増えていく、そういった状況ではあります、現在の本町の空き家は何件あるのか、まずもってお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野 諭議員の大綱2点目、空き家についてという質問でございました。

本町の現在の空き家でありますけれども、令和4年度の現況調査ですが85件ということでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 令和4年度の空き家では85件となっておりますということで、次、いつこういう調査をするのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

令和6年度で、今現在空き家の現況調査を実施中、取りまとめ中でございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 令和6年度中にまた新たなものが出てくるといふ、そういった捉え方でいいということ分かりました。

その中でですね、大衡村では空き家の解体に100万円の補助金を出しております。大衡村さんにこれ確認を取りましたが、今までで6件の相談があり、1件は年内に解体が行われる予定だと言っておりました。

本町もこれから、空き家がですね、増えていきますので、他の自治体の良い取組は私は参考にしていきたいと思います、考えをお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

宮城県が現在ホームページで公表しております県内市町村の空き家に関する取組、この中で、空き家の解体に関する補助制度がある自治体でございますが、大衡村のほか仙台市、気仙沼市、大崎市の3市で、合計4自治体というふうに認識してございます。

空き家に関する基本的な考え方といたしましては、まず、所有者の責任において管理、

解体をするということがまず原則であるということ。これに、行政による個人の財産への介入は、財政的なことを含め最大限慎重であるべきというふうに考えてございます。本町の空き家の状態、空き家の解体に関する他の自治体の動向なども注視しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 答弁いただきまして、宮城県では大衡村のほか仙台市、気仙沼市、大崎市の4自治体で行っているということで、まずは所有者の責任において管理、解体をすることが原則であると。それはもちろん、もちろんこれ誰もが思うようにそうなんではありますが、それができていないのも、どこの自治体でもやっぱり多くありますので、そこはやっぱり、町の予算を出していくことなんで大変なところもあるんですけども。大衡村さんの例も挙げましたが、大衡村さんでは空き家と呼ばれるものが60件ですということで、その中の1件が年内に解体する予定なんですということで、予算措置をしてもですね、実際はそんな大きな財政というか負担がかからないと。もしかしたら1件、2件、もしかしたら何もないと、そういった状況になると思いますので、ぜひここはですね、慎重にするのではなくて、前向きにここの解体費を出す、補助金を出すというのを前向きに考えるべきだと思いますが、再度お聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるようになりますね、空き家の管理責任というのは一義的にはその所有者にあると。ただ、適切なその管理が行われていない空き家が増えることで、住民の生活の環境に深刻な影響を及ぼすということも当然考えられます。今現在、令和6年度ですね、実態調査をしておりますが、その調査の結果を踏まえながら、ただし、やはりその財政的なことを含めまして、行政が介入するということはですね、やはり今現在空き家を所有している方、あるいは今後空き家になることが想定される方を含め、それをやっぱり助長することがあってはいけなと。空き家になれば行政が何とかしてくれるといったようなことも、これも避けていかなければなりませんので、議員の御意見を参考にしながらですね、動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 私の意見も参考にしながらということではありますが、町がお金を出すからほっとけば町が何とかしてくれるんじゃないかと、そう思う方はもしかしたらいるかもしれませんが、人数としてはそんなにいるわけではなくて、やっぱり自分の土地、財産というのは自分たちでやろうというのが9割9分ぐらいのような気がしますので、ぜひここはですね、町でですね、助成、解体の補助金出すのはいいのではないのかなと思いますので、ここ再度、前向きなですね、検討を再度していただきたいなというふうに思います。

次にですね、相続放棄や、所有者が分からない、連絡が取れない等の空き家は何件あるのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

本町の空き家の現況調査でございますが、各行政区の区長さんの御協力をいただきましてですね、調査を行っておりますが、その空き家の現況を調査した上で所有者を特定させていただいております。したがって、所有されている方を対象に実施しているということになります。相続放棄や、所有者不明という空き家の件数につきましては、現状当課では把握してございません。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6 番（河野 諭君） 今の答弁を聞きますと、相続放棄や所有者が分からない方も入れば、もしかしたら空き家の数は、空き家と言っていいかどうか分かんないですけど、もっと増えるという捉え方でいいのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

あくまでも現況調査、外観にてこれは空き家であろうというふうに確認できた家屋ということでございますので、それを、その空き家について所有者の確認を当課でしてございますので、そのほか仮に、その相続放棄であるとかですね、何らかの理由でその所有者が分からないお宅がそのほかにあるということであれば、それ以上ということになるかと思えます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6 番（河野 諭君） もしかしたら、空き家と言っていいかどうか分かりませんが、相続放棄を入れたら85ではなくて、もしかして若干増える可能性もあるという捉え方でいいということで分かりました。そうなってくると、私たちの空き家という捉え方も、若干ちょっと認識が変わってくるのかなというふうに思いますが、そこはそこでいいんですけども。

次に、連絡が取れない空き家は管理不全だと思いますが、町として今後そのような空き家をどのようにしていくのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

現在、行政区長の御協力をいただきながら、令和6年度の空き家現況調査の取りまとめを行っております。この調査の結果を踏まえまして、本年度におきましては、改めて、管理不全な状態となり得る空き家に関しましては、所有されている方に対し適正な管理を行っていただくよう通知させていただく予定としております。

また、昨年度に引き続きまして今年度も空き家に関する相談会を開催しておりますので、自らの資産をどのように管理し次世代へ引き継いでいくかを御検討いただきたいというふうに考えておりますので、相談会への参加も促していきたいと考えております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6 番（河野 諭君） 今後ですね、適正な管理をしていただくよう通知をしていくと。

あと、空き家に関する相談会などをね、開催していきますということなんですが、これはこれでしっかりやっていただきたいんですけれども、兵庫県神戸市では、連絡が取れなくていわゆる管理不全のところは名前を公表しているようですが、町もこれぐらい厳しくしてもいいと思いますが、考えをお聞きます。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、町といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、まずは平成6年度の調査結果、そして今現在のその管理の状況というのを確認をさせていただくと。それに伴いまして、繰り返しになりますが、これは管理不全の状態になり得るというふうに判断した空き家に関しましてはですね、所有者に対して通知をさせていただくと。

今現在、令和2年度に本町におきましてはアンケート調査というものを実施してございますが、それに引き続き令和6年度で初めての通知と、御本人にですね、通知という形を取らせていただきますので、先進地ではですね、公表するといったようなところでございますが、まだ本町においてはその段階ではないというふうに考えてございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 令和6年度に初めて通知を出すんだということで、町としても少しずつ進んではいるんですけれども、それをやってあんまり進捗というか、あまり変わらないときは、やはりほかの、神戸市は連絡が取れないで管理不全のところは名前を公表ということで厳しくやっているところもありますので、ここをぜひ私は参考に今後していただきたいと思いますと思いますが、参考にさせていただけるかどうか再度お聞きます。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 参考にさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 色麻もこれからどんどんですね、管理不全の空き家は厳しくなっていくということで、分かりました。

提案としてなんですけども、今はですね、大丈夫なんですけども、交通量の多いところで管理不全が目立ってしまうと町のイメージも悪くなりますし、若い人がそういう景色を見たらですね、こういう町にはですね、住みたくないなと思われて、私は、しまうと思いますので、交通量の多いところで管理不全が目立ってきた場合は、それは町なり地区なりで草刈り等はやってくべきだと思いますが、その辺も今のうちに私は考えておくべきだと思いますが、考えをお聞きます。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりですね、交通量の多いところを含め、今現在も空き家の管理につきましては各地区の御協力をいただいていると、これも十分認識してございます。

町としてはですね、やはりこれまで同様に、何とか地区の御協力をいただきながら、あとは本町の空き家対策条例、空き家適正管理に関する条例でございますが、今回は通知

というような形で所有者の方にお知らせをさせていただくと。続きまして、例えばその後、調査指導とこういったような流れになっていくと。これあくまでも命令代行、これ行政代執行ということになります、これを目的とした、ある程度この、それぞれ手続を踏んでいくということになります、まずはやはりその所有者に対して、繰り返しになりますが、適正に管理していただくよう、まずは今年度において通知をさせていただくというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 私が質問しましたのはですね、今後空き家が、管理不全のところが目立ってくる可能性も今後ありますので、交通量が多いところは、管理不全目立ってきたら、町なり地区で今もやってますよということなんですけども、そういう答弁で、やってるってことなんですね。再度お聞きします。今はないんですか。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

交通量の多いところに面した空き家の管理と、今後そのような状態になり得るということに関しましては、やはり各地区のですね、保全会の活動なり、各地区のその活動の中で御協力をいただける部分と、あるいはそうでない部分というところもこれもございますので、地区で御協力いただく分と、あとは町の道路管理としてやらなくちゃいけない部分と、この辺を今後検討しながら進めていくということになると思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） よろしく願いをいたします。

もう1個、提案なんです、本町の空き家で、あくまでも場所のいいところで、町に譲渡してもいいよというところがあれば譲渡してもらって、そこを町で整備して、宅地分譲して活用してもいいのではないのかなと思いますが、考えをお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういう考えもありかもしれませんが、簡単にそれに踏み切れるかどうかもあるんですね。今、町のほうに寄附したいというのは、そういう宅地だけじゃなくて例えば山林とかですね、そういうのも実際にあるんですよ。でも寄附を頂いてもそれを町のほうで管理するというのは、それはそう言葉で言うくらい簡単ではなくて、それなりの費用なりなんなりもこれはかかりますのでね。その辺は簡単に受け取れるものかどうかちゅうことになりますので、提案は提案としてお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 提案は提案として受けていきたいということなんですけど、私はあくまでも場所のいいところとだけ言いましたので、場所の悪いところはもちろんそれは町としても要らないわけですからそれはいいんですけども、ぜひ場所のいいところで、そういったことがあれば、ぜひ町のほうでもですね、今後検討していただければというふうに思っております。

次に、所有者が分かり、連絡が取れる空き家で、管理不全のところはあるのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

空き家85件と申し上げましたが、管理不全な状態となり得る空き家は15件程度と把握してございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 管理不全の状況になり得るところ、空き家は15件程度ということで、分かりました。

ちょっと前の答弁で、課長から答弁ありましたが、本町の空き家条例、私も見たんですけども、あくまでも分かりやすく言うと、所有者が空き家の管理をしっかりしていない場合は、先ほどこっちと前に課長が言った、町で調査指導、勧告等々できますが、こういった15件に関してはこういったことはできないのかどうかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

あくまで条例で規定してございますので、この管理不全の状態だというふうに認識した場合は、この手続に沿って進めていくということになります。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） ぜひですね、本町の空き家、どこもそうなんですけども空き家どんどん増えていきます。増えていくということは、管理不全のところも、何も町のほうで動かないとどんどん増えていく可能性もありますので、ここはですね、町としてしっかりと対応をしていただきたいなというふうに思っております。これでこの質問は終わりました、3つ目の質問に入ります。

3つ目の質問はですね、産業開発公社について質問をしていきます。

町民の方からですね、公社の批判はもう飽きたと、うんざりだと。議員だったら解決策や提案を出すのが議員の使命だと。色麻町のために頼んだぞと、叱咤激励をね、受けて、今この場に立っております。

いつも私は、提案を出しながら質問をしていますが、今回この産業開発公社の質問は、執行部とですね、対決をするのではなくて、問題の解決に向けて議論をしていきたいと思っております。

その中でですね、まずはですね、現在公社の経営状況は決してよくなく、町で支援をしていかなければやっていけない状況下にあると思いますが、産業開発公社を今後も残していきたい理由をまずもってお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野 諭議員の大綱3点目、産業開発公社についての質問でございますので、お答えを申し上げたいと思います。

今後に残しておきたい理由ということでございました。株式会社の色麻町産業開発公

社は、色麻町及び町内の各種団体との有機的結合によって、地場産業振興に関するシステムを確立をし、農林水産業あるいは商工業を発展をさせ、活力ある地域社会の場を創造し、町民福祉の向上に寄与することを目的として、第三セクター方式として平成２年度に任意団体を設立、そして平成６年度に法人化をいたしたところであります。

町の主要観光施設内に所在する食堂の運営であったり、あるいは町の特産品であるエゴマの加工及び商品販売等を中心に行っております。本町の観光産業を支える拠点として重要な役割を担っておるということになると思います。特にエゴマについては、色麻町エゴマ栽培推進協議会と連携を図りながら、エゴマの出荷に関する講習会を開催するなど、栽培農家の所得向上やエゴマの品質確保に努めておりますので、今後も積極的に関わり支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○６番（河野 諭君） 今の答弁を聞きますと、本町にとってですね、観光産業を支える拠点として重要な役割を担っているというのもありまして、これから町で支援をしていく、そういった答弁でありましたが、私もですね、この公社は、何か問題は、もちろん今回出たんですけども、問題が出たからといってすぐ潰せ、やめろとかそういうところでは、ここはないと思っておりますし、後のほうでちょっと質問もしていきますが、やり方次第では愛宕山のふるさとだつてやめなくてもよかったのかもしれない。それはやり方次第だと思いますし、後のほうで質問をしていきますが。

その中で、もし公社が町からの支援ができなくなって経営破綻した場合に、どんなリスクやデメリットがあるかですね、私の中でちょっとシミュレーションをしました。

まずは、積水ハウスの食堂と、かっぱのゆのかっぱ茶屋。食堂がすぐには民間でやれるところが見つかるわけでもなく、利用している方々に多大なる不便と迷惑をかけると。エゴマをどのようにしていくのか。エゴマを作っている方々、農家の方々に相当な不安を与える。ふるさと納税部門をどこにやってもらうのか。果たしてやってくれるところはあるのか。

私はですね、リスクとデメリットがでか過ぎると思いますが、もしなくなった場合、それについて、町長、どのように考えているのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、話が出たとおりだと思います。私は、この公社設立のときは議員としておりました。実際に関わったわけではございませんけれども、公社の役割ということについては理解をしていたつもりであります。やっぱり、今までも、議場の中でも申し上げてきましたけれども、いろんな意味で、いわゆる例えば町で工場を誘致しても、あるいは何か宅地関係でも何でも町に人を寄せるというときに、やっぱり、この知名度というのが相当大きく影響するなというふうに思っております。そういう意味も含めて、公社の役割をスタートさせたと思っております。まずもって、本町にこのいろんな人たちが出入りをするということは少なかつたと思います。そういう関係で、商業者、いわゆる商売をやられている方々にあっても、じり貧状態になっていたような気が

します。そんなことを含めての立ち上げだったと思ってます。

ですから、その後、いわゆる法人にするときに、株を要請したときに、商工業者の皆さんに、商売にも何らかの形で利用できる関わりを持つというような意味、それからいろんな団体、組織、こういう人たちへの協力要請、それから町に個人的にも協力をしたことからというようなこと、そういうことで株式会社ができたと考えています。

ですから、普通は法人株式会社は、いわゆる会社の株の配当、そういうことが期待するのが普通ですけれども、この町で立ち上げたこの公社については、そういう思いはどなたもなかったと考えております。

今、さっき申し上げたような内容で、公社の役割、そういうものは必要だということに申しあげましたとおりで、やっぱりこれからも、さっき指摘されたようなことは、じゃあ誰か別な人がやれるかったらばそう簡単なものでもないし、あるいは今扱っているエゴマでさえも、じゃあ町で直営かといったらこれはもっと金かかるし、そういうことを含めて、やっぱり公社でしっかりやってもらうというのが一番ベターだなというふうに考えてますので、その公社を、状況が状況ですので、やっぱり町としても支えてあげたいという思いでございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 町長の答弁いただきましたが、私もですね、全く同じだというふうに思います。公社ですね、町にとっても役割は大きいと、商工業にとっても非常に大きな役割もしていると。もし、仮になくなった場合、じゃあエゴマはどうするのやと、大変これは大きな問題になりますので、やはりですね、これはもちろん町の許される範囲でしっかりとですね、潰れないように支援はしていかなければいけないところだと、私は考えております。

その中で、加美町にもですね、第三セクターの公社、振興公社がありますが、確認を取ったんですが、加美町ではですね、公社に毎年、これ毎年です、約2億3,000万円の指定管理料を出しているようです。いわゆる、加美町でも、町でいわゆる支援をしっかりとしていないとやっていけないと。支援をしていないと、観光業盛り上がっていかないと、そういう状況下であります。

あと、7月4日ですね、私たち県北地方の議会の研修に行きまして、南三陸町に行っていました。そのとき副町長も一緒にいたと思うんですけども、そこでちょうどですね、南三陸町の観光について研修を受けてまいりました。南三陸町でもですね、この観光関係、まちを盛り上げるのに毎年1億円出して観光を盛り上げるようにやっていると。いわゆるどこの自治体も、観光関係はですね、もちろん青天井ではありませんが、町の許される範囲でしっかりとお金を出してやっていると。

そういうのを踏まえると、愛宕山のふるさと本来なくすべきところではないと。本来、今回の問題はですよ、今までも質問出てると思いますが、公社と町がしっかりと密に話し合ってたこなかったと。密に話し合っていれば、議会に説明をして、説明を受ければ議会だって納得するわけですよ。ほかだって何億円出してるわけですから。ですから、

今回の問題は、赤字がどうのとか借金がどうのというものもありますが、一番の問題は町と公社が密に話し合っただけでなかった、そこだと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 指摘のとおりでございます。私としても立場上、責任ある立場の中で、公社のほうの実態というものはつかんでいるようでつかんでいなかったということでもありますので、大変議会の皆さんからのお叱り、それから心配の発言、そういうことで重々身にしみております。

やっぱり、ただ、そういう中で、この公社というのを何とかですね、正常な形に戻れるような、もちろん努力はしてもらわなくちゃならないわけですが、町としてもそれなりの負担は、あるいは支援はしなくちゃならないのではないかなというふうに思っております。

今年度、エゴマ関連ということでの支援ということで、議会のほうからも通していただきましたけれども、こういう金額については、これからも考えてあげなくちゃならないと私なりに思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 町長の答弁で、公社とですね、密に話し合っただけでなかったというのは反省しているという答弁もいただきましたし、これからもやっぱり公社はなくすとデメリットが、これはもうあまりにもでか過ぎると。やっぱり町にとっては、これはしっかりと支援をしてね。町はもちろん青天井ではありませんが、町の財政の許される範囲で支援をしていくと。これは本当にですね、色麻町にとって必要なことだと私は思います。

そのことを踏まえると、本町の産業開発公社、確かにいろいろと今回問題も出ましたが、そういった状況ではありますが、町ですね、財政状況がこれで傾くレベルではありません。これからも支援をして、町のためにですね、頑張って、いわゆる盛り上げてもらおうと。これが色麻町にとってベストな方法だと思いますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全くそのとおりであります。これも繰り返しになりますが、議会の皆さんが心配をして、この開発公社についての質問が多いということについても、私なりに深く反省をしなくちゃならないということにはそのとおりであります。

しかし、今質問にあったように、何としてもこの公社をですね、公社の立ち位置、それから設立したその目的、そういうものが全部果たし終わっておるわけではありませんので、まだまだ公社に対するその任務というか、期待というのはありますから、そのことについては何としても期待に応えられるような形になるように、町としても支援しなくちゃならないという考えであります。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 何度も言ってますが、公社はですね、色麻町にとって本当に大事なところだと思います。本当になくなってしまつては、町も本当に、じゃあ色麻町何あんのやと。どんどんその色麻町の魅力がなくなってしまう可能性につながる、そういった分野でありますので、ぜひここはですね、色麻町の財政の許される範囲で、私はしっかりと支援をしていただきたいというふうに思いますし、どこの自治体もそうやってますので、逆にはっきり言って、町長も今回の議会の答弁で言うておりましたが、今まで支援してこなかったのが逆に言うところちょっと、ほかの自治体を見るとおかしいのかなというふうに思いました。要するに、連携をうまく取ってこなかったというのが要因だというふうに思っております。

最近、私、自問自答をしているんですけども、議員は、もちろん私もそうですが、何か問題があれば批判はしなければいけないけども、行き過ぎた批判は町をですね、弱体化させるなど。私はそう思ってますね、最近自問自答をしてるんですけども。かといって、視聴覚ホールは反対なんですけども。それは今回質問に出してないんで、あれなんですけども。やはり行き過ぎた批判、これは私も気をつけなければいけないなと今思っているところであります。

その中でですね、公社の部門で伸ばせるところはないか、私、ない頭でしっかり考えましたが、ふるさと納税部門は私は伸ばせる可能性は十分あると思います。公社で取り扱ってるのは、ラドファさんのパック御飯とエゴマ油だと思いますが、この質問をするに当たり、ラドファさんのパック御飯を取り寄せて食べましたが、これは本当に非常に、非常においしかったです。そして、ネットの評価も見ますと、星5つになっておりました。これはですね、やはりPR次第だと私は思います。詳しくはですね、12月会議で一般質問として出して深くやりますが、ふるさと納税部門、ここは力を入れて町長もっと頑張るべきだと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、ふるさと納税についてもあまり大きいふるさと納税を頂いているわけじゃありませんから、もう少し頑張らなくちゃなりません。そのとおりであります。

やっぱり、いろんな皆さんの議会の質問、それぞれ皆さん正論でありますけれども、結局、私として、河野議員の質問も同じですけども、やっぱり町民に活力を失わせないようにしなくちゃならないわけですね。足を引っ張ることはもちろん駄目ですけども、いろんな議員の皆さんの質問全てそういうことにつながるだろうと思いますけれども、やっぱり町民の皆さんが生活に活力を持ったり、生きがいを持ったりということ、これをまず前提にして判断をするということになるんだろうと思います。いろいろ議員の皆さんから、河野議員はじめいろいろな提案をいただいております。全て、それも間違っていた提案は何一つございませんけれども、ただ、町としてやれる範囲についてしかやれないということも理解してほしいというふうに思いますので、今後ともそういう気持ちを大事にしながら進めたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） もろもろといろいろ、町長立場上ね、いろいろ大変な立場であります、ここはぜひね、頑張っていたきたいなというふうに思います。

次にですね、もし、仮にの話をします。もし、仮にですけども、産業開発公社が経営破綻した場合ですね、可能性としたらゼロではこれないわけです。ですので、もし仮にですが、公社が経営破綻した場合は、借金は誰が返すのか。また町で借金を返すことは可能なのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、現在ですね、公社のほうで経営改善を図るために経営改善計画書を作成をしている最中ですが、借入金の償還へ向けた取組を行っている状況でございます。赤字部門を解消するなど、独立した法人であることから、基本的には自ら立て直し返済していくものと捉えてございます。

公社が経営破綻した場合借金は誰が返すのか、町で返すことは可能なのかとの御質問ですが、そういった際には、そうなった状況でですね、町の顧問弁護士に相談をいたして対応を協議したいというふうに考えてございます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、課長から答弁したとおりですけれども、いろいろ相談もしなくちゃならないことがありますけれども、私としては町で肩代わりすることについては可能だというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 今、課長と町長から答弁をいただきました。答弁の中で、顧問弁護士に相談をして対応を協議したいという答弁もいただきました。そして、町長からは、借金をいわゆる肩代わりすることは可能だと、そういった答弁もいただきました。

この件に関しまして私もちょっと調べまして、総務省に確認を取りましたが、第三セクターが経営破綻した場合、借金を自治体が返すこと、いわゆる肩代わりすることを禁じてはいませんと。自治体の判断ですと言っておりました。今までこういった事例、いわゆる第三セクターの借金を町が返す、こういった事例は複数件総務省のほうでも確認していますとのことを言われました。その中でですね、過去にW i M A Xの問題がありました。我々議員、批判と監視という立場でありながら、それが全くできずにですね、結果として、あくまでもね、結果としてなんですけど、町に何億円という損害をね、結果として与えてしまいました。その責任を我々議員はですね、正直取っていないと、そういう状況でもあります。

そのことを踏まえて言うと、もし産業開発公社が経営破綻した場合は、あくまでも場合はですけど、取締役の方たちに責任を負わせるのではなくて、町で借金を返すべきだと私は提案をしますが、再度町長の考えをお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君）　そういうふうにはならないように、とにかく、これまでも答弁してきましたけれども、想定はしていないと、私はそういうふうに出てきて、とにかく頑張ってもらうように、ただ町として、さっきの話の繰り返しですけれども、支援はしなくちゃならないというふうには思っています。

ですが、何でも最悪の場合もあるだろうし、もし万が一、この万が一つけられると万が一ってのはないっちゃうわけにはいきませんので、ですけれども、私は取締役の皆さんに負担させるようなことにはできないというふうに思っております。なぜなら、これはもともと町で、いわゆる直営でやってスタートして、確かに、さっきも答弁もしましたけれども、株主の皆さんは配当を、それを期待して株をになったのではなくて、町に協力するためになって、今まで協力してやってきたんだと。で、役員だって普通は、そういう一般の株主であれば、役員だってこういういわゆる債務負担なんか出ているような状態のときは、役員は多分総辞職なんです。新たに役員とこうなるんですけれども、役員だっただけお願いしなければ誰もやってもらえないというのが実際ですので、そういう中で頑張ってもらっているということについては、私だけではないと思いますけれども感謝はしているんです。どうしても、今心配されたようなことのないように、とにかくやっていくというしか今のところは考えておりません。

○議長（天野秀実君）　河野　諭議員。

○6番（河野　諭君）　公社が潰れるようなことは一応考えてはいないということで、そういうような答弁をいただきました。取締役の方たちもですね、まだ議会で言っていないかどうか分かりませんが、自ら進んでやっけてるわけではないと。町のためにですね、やっていると、そういった状況でもあります。それはみんな分かっていると思いますので。さっき私が言った万が一のときはですね、やはり町がそれは肩代わりをします。そういったことはですね、ぜひ私はやっていただきたいなというふうに思いますし。この産業開発公社ですね、もしなくなってしまうたらですね、かっぱのゆに行ったらこの食堂がなかったとかではですね、やはり町の観光もこれどんどん廃れていきますので、本当にそういったことがないようにですね、ここは本当に議会、執行部、公社がですね、一丸となって乗り越えていく、そういった問題だというふうに思います。再度町長に答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（天野秀実君）　町長。

○町長（早坂利悦君）　そのとおりでございます。私も、いわゆる任期というのはありますので、自らの任期あるうちはどうしても頑張らせていかなくちゃならないし、これからも引き続き頑張ってもらわなくちゃなりませんので、河野議員はじめ議会の中にも、あるいは町民の皆さんの中にも、将来色麻町を背負って立つ人があるわけですので、そういう思いをやっぱりぜひつないでほしいと。これは必要なんだと、何としてもやってもらわなくちゃならないからということをつないでほしいと、そういうふうに期待をしながら答弁に代えたいと思います。

○議長（天野秀実君）　河野　諭議員。

○6番（河野 諭君） ただいま町長からもですね、力強い答弁もいただきました。本当にここはですね、全員でですね、大同団結をしてこの問題を本当に乗り越えて、よりよい色麻町をですね、本当につくっていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、6番河野 諭議員の一般質問が終わりました。

それでは、ここで副議長と交代するため、暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時32分 再開

○副議長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

暫時の間、議長に代わり進行いたします。

次に、13番天野秀実議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。13番天野秀実議員。

〔13番 天野秀実君 登壇〕

○13番（天野秀実君） それでは、通告していたとおりですね、一般質問をさせていただきます。

色麻町産業開発公社立て直しについて、明確かつ具体的な方針を示すことが町長としての責務と考えます。町民がひとしく将来に希望と勇気の持てる町政実現のためにも、まずは、当面の課題である公社立て直しについて町長としての構想を示し、立て直しを実現することが必要と考えますが、お伺いをいたします。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野秀実議員の色麻町の産業開発公社についての質問がございましたので、状況をお知らせしながら、現況を答弁させていただきたいと思います。

株式会社色麻町産業開発公社の経営状況であります。既に議会の、前々日ですか、にも小川議員のほうにもお話し、答弁いたしましたけれども、令和6年7月末の経常利益はマイナスの149万6,601円でありました。昨年の同月は449万2,807円で、今年度と比較しますと299万6,206円減少はしているものの、厳しい経営状況は続いているという状況であります。

公社の経営改善でありますけれども、取締役が中心となって取り組んで現在おまして、具体的には味彩館ふるさとの閉鎖をしてしまいましたけれども、かつ茶屋のスタッフのシフト見直しによる人件費の削減、定期的な取締役会のほかに臨時取締役会を開催するなどの取組を行っているとの報告を受けております。

8月23日には副社長はじめ2名の取締役が来庁しまして、経営改善計画書の見直しについて、事務管理部門の事務員が実は6月15日に退職したことによって、担当取締役を中心に見直しに当たっておりますが、勘定科目の仕分などの分析に時間を要しておって、

もう少し時間をいただきたいという報告を受けたところでもあります。

町としては、各部門にマネジメント担当として取締役2名を配置することや、取締役による定期的なエゴマや食材の確認の実施などの提案を行っております。また、当然ではありますけれども、各部門において無駄な経費を削減し、少しでも売上げを伸ばす工夫を考えて、自立再建に向けて引き続き取締役が中心となって従業員一丸となって経営の立て直しに今後も取り組むように要請したところでございます。

以上でございます。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 町長、町長はこの問題に対して真摯に向き合ってますね、一刻も早く立て直していただくことを私は期待してるんです。これは長引けば長引くほど、これはいいことがない、そういう問題なんですよ。

そこで、一つ町長にお願いしておきます。町長は色麻町の代表なんです、代表者、代表する者が町長なんです。私たち議員は町民を代表する者なんです。町民を代表する議員が、町長にこの立て直しについてどのようにビジョンを立てているのか、町民の皆様はそのことをお示しして安心していただけるような、町民に対する答弁を私は期待しております。これが一つなんです。

それからもう一つ、私、ここに立ったのは、私も心がけますが、感情を抜きにしてですね、シンプルな議論をしたいと思ってるんです。中学2年生の方がこのお話を聞いたとしてもしっかりと理解できるような、そういう議論をここでしたいと。そして、町長にはこの会社を立て直すためのビジョンをしっかりと示していただくと。このことが、今、極めて重要なことだと私は考えております。

そこでね、質問いたしますが、町長、1年前、その前のことについて今話すと複雑になりますから、シンプルに1年前の話をします。町長は、この会社に経営に積極的に参加するんだということを議会で表明されました。このことは新聞にも載りましたね。そして経営を立て直すんだと。経営に参加して、積極的に参加して、この会社を立て直すと、このことを明確に表明されたんです。これ、私がつくった話ではなくて、この事実を言ってますからね。そして1年後、今になりました。どうなったのかと。経営はますます大変な状況になってしまったと。改善はしなかったんですよ。町長、立て直すんですよこの会社。これをね、このままにしておく、ますますひどいことになるんですよ。そこで、町長が積極的に経営に参加したと。しかも、立て直しを図るということを町民にお約束をしたと。1年後、1,000万円の赤字を上積みしてしまったと。そこで、どうしてこのような状況になったのか、これは分析されていると思います。まずその点について伺いいたします。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 経営については関わりを持つということには、私なりにそう思っていましたので、そういうような発言はしました。そのとき、天野議員からもしかして指摘されたかもしれませんが、町としてそういうことはいいのかという指摘も受け

たような気もしますけれども、やっぱり町が筆頭株主として関わりを持たないわけにはいかないということで、そういうふうな発言をさせていただきました。1年間で立て直しというわけには、そう簡単なものではありませんので、これは若干長い目で立て直しのほうへ向けていかなくちやならないということになります。

そういう中で、現在の公社として扱っているこれだけでは、立て直しというか、全部、今までのいわゆる債務超過になってる分も返していくというわけには当然難しいということで、結局は自立するための改善計画は立てなくちやならないけれども、町としても、さっきの答弁したとおり支援もしていかなくちやならないというふうに思っておって、そういうことで立て直しの方向へかじを切るように頑張らせたいと、こういうことですね、私が言ってることは。だから、そのまま全部構わないでね、何もしないで、一生懸命自分たちで何とかやれというものでなくて、町としても関わりを持って、それなりの支援をしながら、そして何とか立ち直らせてあげたいと、こういうことですよ、私が言ってるのはね。

そのために、いろいろ、今、取締役会なりでも、それぞれ当てにしない、当てにするかしないかは別として、当てにしないでも改善計画をつくりながら努力をするという今最中ですがけれども、若干時間は要するということで、正常の形に持っていくように、これは努力をしてもらわなきゃないし、町としても関わりを持っていくと、こういうことです。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 今、1年前に町長は立て直すと言ったんですよ、立て直す。立て直しというのは、経営を合理化して利益を生み出すということが立て直しなんですよ。そしてね、利益を生み出さないと借金が返せないんですよ、この会社。はっきり言って、これ破綻してるんですよ。利益を生み出さなくちやならない、ところが、今、町長の説明だと利益を上げなくてもいいんだという説明をしてるんですよ。ちょっとね、ここははっきりちょっとしておきたいんですが、立て直すというのは正常な状態に戻すということなんですよ。正常な状態というのは、利益を生み出している状態が正常な状態なの。利益が生み出してるから借金も返せると、これなんです。ところが、今の町長の話だと、利益は生み出さなくても構わないという話になってるんですよ。利益は生み出すんですか、生み出さないんですか、町長の立て直しは。その辺確認します。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 改善計画ですから、当然利益を生み出すための改善計画ですね。そういうことですよ。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 要するに、立て直すということは、経営を合理化して利益を生み出す会社に、元に戻していくということなんですよ。ここは一致しました。ありがとうございます。

そこで、町長は、今回の一般質問の中で、第一セクター、第二セクターの話をされま

した。覚えてますよね。それで、今、第三セクター方式というのを取ってるんですが、今さらながらなんですが、この第一セクター、第二セクターって何なのか。大変私も恥ずかしいんですがね、この辺お伺いしておきたいと思うんです。町長が言う第一セクター、第二セクター、第三セクター。これをお伺いしておきます。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 第一セクターは自治体の資本ということですね。第二セクターは民間。合わせれば、両方入ってれば第三セクターと、ということですね。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） なぜ私がこれを聞いたかという、それぞれ特徴があるんです。これ、中学2年生の方とか小学生の方がもし聞いてたとなると、第一セクターというのは行政、分かりやすく言うと、ちょっとごめんなさいね、乱暴に言いますけども役場、役場の機構。ここは、町民とか国民から強制的に一定のルールに基づいて上がってきた税金、収入があります。これ、努力しなくてもそのお金が最初に入ってくるわけですから、これを1年かけて全部使い切ると、ね。1年後にね、財布は空になってるんですよ。頂いたお金を全部使うと。これをね、回収するという感覚はないんですよ。これが第一セクター。経営的な感覚を持っていない、来たお金を使うだけ、これは役場の機構なんです。これがいいとか悪いとかって私言ってるんじゃないですよ。第二セクターと言われたのは、今、町長が言われたようにこれは事業者ですね。俗に言う民間の事業者。これは商工会も入りますし、農業者も入ります、会社も入ります。ここの特徴というのは、1万円使ったら1年かけて1万1,000円、2,000円と回収する。これは事業の、これは経営を合理化して、使ったお金以上にお金を回収する、これがね第二セクターなんです。そうすると、今、町長、今第三セクター方式でやってますけれども、第一セクターと第二セクターが一緒になってやる意味っていうのは何ですか。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 普通は、一般の企業であれば、当然民間主導ですから、これ、株を持つ人は配当金を期待して株を持つわけですね、普通は。そして、これが第一セクター、いわゆる自治体ということであれば、民間でどちらかというと参入できないちゅうか、しにくいって言ったらいいかね、民間のほうではそういう内容のものには比較的参入できないようなものが、普通は民間独自では第二セクター方式では立ち上げられないということのための、これが普通は第一セクター中心のいわゆる法人をつくると。いわゆるそれで、さっきのお話にも繰り返しになりますけれども、町が中心になって、この事業を町の目的のためにやろうということによって立ち上げた。そして、法人化するために、さらに、今言ったような民間のほうの協力を求めたということで第三セクター方式にしたと、ということですよ。

ですから、いわゆる第三セクター方式というのは、当然、株を持っている人に配当するぐらいの内容であれば当然なことですが、どちらかというと自治体が入るので、意外と利益を生み出す力はないんですよ、どっちかっていうと。ですので、

いろいろ県内にも第三セクター方式の法人の事業があるわけですが、大概、町でその分を得る金を支援して成り立たせるという状況になっているんだと思いますけれども、そういう内容のやつが、本町の第三セクターだというふうに捉えております。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 私、この問題をね、解決するために、まずちょっと基本的な土台を作っておきたいと思ってるんですよ。それでね、ここの第三セクター方式っていうのは何なのかということをやまずひもといて、解決しておきたいと思うんですね。要するに、役場でね、この仕事をやりたかったの、平たく言うと。役場がやり始めたの。ところが、経営のノウハウがないもんだから、民間の方に参加してもらってね、役場と民間の方が一緒になったのがこれ第三セクターなの。それで、なぜ民間の方に参加していただいたかという、これは民間の経営のノウハウを欲しかったから。そして、ここで黒字にして、それで町民にこの利益を還元したかった。だから第三セクター方式を取ったんですよ。これが普通の理屈なんですよ。

そして、もう一つ確認しておきたいことあるんです。えっとね、町長はね、何度も議会で発言してます、そして今回も発言してました、阿武隈何とかっていうのね、どこでも赤字なんだと、第三セクターね。この、どこでも赤字だというのを、この辺ちょっともう少し詳しく、阿武隈鉄道だけが赤字でほかは黒字なんですか。どこでも赤字だというのは、これは。その辺詳しく。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 第三セクターでやっている事業というのは、全部知っているわけではないんですけれども、県外でちょっと耳にするのは阿武隈鉄道は第三セクターですね。あれは大分、もちろん鉄道関係、今、輸送あまりないですから、それでも必要に迫られて動いているわけですが、これは典型的に赤字ですわね。あるいは、公社の場合は加美町の紹介ありましたが、こういうところも町で資金を入れなければ当然それは赤字になると、こういうことですね。

自治体単独でね、第一セクター、いわゆる自治体単独でこういう利益事業をやれるかと、いわゆる利益を上げるための、自治体がね、商売をやれるかということ無理がありますよね。ですから、そういう意味も含めて、いわゆる法人をつくったと、第三セクターの法人をつくったということで、経営のノウハウということも、今、議員から言われたような経営のノウハウが自治体にはないからというのは果たしてどうか、それは分かりませんが、当時のこと、その状態今ちょっと分かりませんが、経営のノウハウよりも、今言ったような内容のための第三セクターだというふうに私は理解してるんです。

ですから、当初は法人であっても社長は町長であり、あるいは町からの派遣というようなことでしたけれども、これがどうもそれではうまくないんじゃないかということで、株主の中から取締役を、社長を選んだということで続いてきているというふうに私は理解しております。ですから、それでも、経営のノウハウを知っている人でも大変なよう

な状況になってるわけですけども、いずれ、町としての損得勘定だけでやっているものではないということで理解をしております。

- 副議長（白井幸吉君） 13番天野秀実議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時08分 再開

- 副議長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。13番天野秀実議員。

- 13番（天野秀実君） 早坂利悦町長は、恐らく何の根拠もなしに第三セクターはどこでも赤字なんだという話をずっと話してきたんだと思います。そこで、このどこでも赤字なんだと、どこでも赤字なんだからうちの町だって赤字だっていいんだと言わんばかりに聞こえなくもないんです。どこでも赤字だというその根拠、この辺詳しくお伺いしておきます。

- 副議長（白井幸吉君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） どこでもって言ったかどうか、ちょっと、若干記憶定かではありませんけれども、大体赤字のところが多いという捉え方はしておりました。アバウトな言い方ですけども。何社があって、何社が赤字、何社が黒字とかという、そういうそこまでの分析はしていません。第三セクターは赤字が結構あるなという思いで、そういう表現をしたというふうに思っています。

- 副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

- 13番（天野秀実君） 早坂町長、この辺、正確に定義しておきたいと思うんですが。令和3年3月31日時点の調査でね、これによりますと、これ信頼できる筋からの情報なんですよ、これね。これはね、令和3年3月31日時点、それから令和4年3月31日時点も調査しました。この令和3年3月31日時点、このとき7,149法人、日本にですよ、7,149の法人があります。そのうち59.3%が黒字なんですね。そして残りが赤字なんだと思いますが、多分その黒字でも赤字でもないというところもあるかもしれませんので、59.3%、まあ60%の法人が59.3%ね、そして私が、その信頼できる筋からの情報はどこから取ったかということは、町長以下執行部の皆さん、苦勞してね、これ探してみてください。苦勞することもないけどもね。これ、出てくる場所というの決まってるんだからね。ということなんです。ですからね、第三セクターはね、どこでも赤字なんだではなくて、黒字の団体のほうがね、俄然多いんですよ、6割だから。赤字の団体のまねして

色麻町ね、赤字になってもいいんだという考え方はね、私してないのね。黒字の団体のまねをしてね、黒字にするとね。そこで、町長は立て直すということを表明されてるんですから、これはね、しっかりと立て直すんですよ。それを期待してます。

そこでね、1年前町長はこの第三セクターを立て直すんだということを表明されました。町長は政治家ですから、あらゆる選択肢を排除せずに立て直しの方策を探ったと私は理解しております。そこでお伺いします。町長ね、債務超過になった場合というのは、民間ではですよ、ちまたでは、ここは第一セクターだからね、これは民間ではないからその感覚はないと思いますが、債務超過になった場合ってというのは、法的倒産の手続を開始するときなんですよ。法的倒産の手続を開始するときとなってるんです。それで、法的倒産の手続を開始しようかなという、そういう選択肢もあったんだろと思われませんが、この辺はどのように町長はお考えになりましたか。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そこまでのことでの考え方は当初持ってなかったんですけども、まずもってここに来て、このコロナで数年間急に落ち込んだということでの、まずそれも、相談を受けないということは私のほうで悪かったんだと思うんですけども、その時点で、普通は金融関係でも、質問にもありましたけども、よく貸したもんだなという話が出てくるわけですよ。借りられたということで、金融関係でもその辺の見通しについてどうだったかは分かりませんが、状況的にはそういうことでもあったと。そのことがいい悪いは別として、その状況で、大変な状況になっているということについては私も直感的に思っておりますけれども、しかしそういう中で、このままじゃあ倒産かと、させていいのかということになりますので、これを、自立するための努力は当然ですけども、町のほうでも、前段で申し上げたとおりそれなりの支援をして、何とか支えるようにしていかなきゃならないということでの、今のところの状況であります。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 早坂利悦町長にね、この一般質問をするのも、私、多少つらいところもあるんです。そして町民の皆さんは、町長はかわいそうだなあと思っている方々もたくさんおられるようなんです。その理由というのはね、要するに債務超過、破産状態になってることを町長は知らせていただいていたと、ね。町長が選んだ取締役、選んだというか筆頭株主ですから、自由にここは采配できるわけです。事実上町長が選んだ筆頭株主、株主じゃなくて取締役の方々ですら、町長に会社の内情を伝えていなかったと。町長は知らなかったと。総会が、私、行われていたのかどうか分かりませんが、多分知らなかったということは総会も開かれていなかったんだろと、ここは推測です。

それから、町民の皆さんが町長も気の毒だなあと思ってる一つには、町長には、これ町長の話によるとですよ、町長には何ら知らせることなく無断で銀行からの借入れも行ってたと、ね。これは町長も知らなかったと。この状態ってというのは、極めて異常な状態なんですよ。しかし、そういう状態にもかかわらず、町長はこの人たちを何とかしなくちゃならないと。そして、この会社を立て直すんだという決意をして、経営に積極

的に入っていった。これが1年前なんです。私はこの町長の杵を大いに買いたいと思います。この会社が倒産すると、倒産ってこれ倒産してるんですが、確定させるというのは裁判所を入れることだから、確定するとね、新たな問題がこれ発生するわけですから、ぜひ町長は、町長の政治生命をかけてこの会社を立て直すということに全力を注いでいただきたいと、私は思ってるんです。

そこで、会社を立て直す方法として、今言われたように法的倒産手続の開始をするという、これが普通なんです。債務超過というのは、法律上の倒産手続の開始するための要件になります。この手続にはね、今町長が言われたように、町長は法人を破産させたくないというだけで、これは分かりました、破産させたくない。そうするとね、法律上の手続としてね、2つ残るんです。1つはね民事再生という方法。この民事再生というのは、経済的に困難な会社が、第三セクターのようにね、裁判所の監督の下で債権者、これ銀行、債権者との間で再生計画を策定し、事業を継続しながら、事業をやりながら負債を整理する法律、これが民事再生なんです。だから会社を、事業を行いながら、裁判所の力を借りて、お金を貸してくれた銀行とともに一緒に話し合っ、その負債を整理するその状況をつくっていくと。しかしね、これは立て直すための一つの方策なんですよ、ところが町長はこの方策を選ばなかったんですよ、立て直すと言いながら。どうして民事再生、国の力を借りて民事再生法を利用してこの会社を立て直そうというお考えを持たなかったのか。それとも、この会社は民事再生法を利用することもできない会社だったのか。その辺についてまず伺いしておきます。私はこの会社をね、立て直すにはどうすればいいかという一点で議論したいと思ってるんです。シンプルに、伺いしておきます。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前任者にも答えたんですけども、町で支援をするような考えがなければ、これはどうにも返済できる力はないと思います。ですから、例えば、今公社でやっている、扱っている業務の内容の中のエゴマ関係については、私は町として、いわゆる町の特産物だと、いわゆる町として農家の人たちも多く関わっているということで、このことについては町として支援をしてやりたいと。いわゆる公社に支援することになるんですけども、扱ってるのは公社ですから、そういうふうな一面と、そして自立するための公社での、今の業務の内容の改善を両にらみで進めていって、そしてプラスのほうに持っていくと。そして、それを返済できるまでに、どの程度なるか、これまだちょっと今のところは未知数ですけども、そういう努力をしていきたいと、こういう考えです。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 町長、シンプルにちょっと話を進めましょう。1年前に、再生計画を議会に提出しましたね、再生計画。だから、この会社は維持しながら借金を返していくんだということを議会に説明したんですよ。今になってみると、これは全く眉唾だったんです。だったら、裁判所を入れて、国の力を借りて民事再生法という法律を使

って、会社を運営しながら、それから再生計画を立てて借金を返していくと、こっちのほうによっぽど合理的ではないかと思うんですよ。しかし、町長はこの法律を利用しなかったと。そして、こういった再建をしようとは考えなかったと。その理由は何なんですかと私聞いてるんです。国の法律の力を借りて再建する、これはやらずに、自分の力だけでやると、その判断した理由は何なんですかということ聞いてるんです。その辺だけお伺いします。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そこまでは、考えなかったんですよ。そういう考えない中で、何とかこれを、さっき言ったような形で立て直しを図れないだろうかということで、株主の人たちからもこの件についての相談はなかったんですね。そんなことも含めて、株主じゃない、取締役ですね、取締役の人たちからのそういう提案もなかったんですので、何とかしてという考えでやる気で今いるときに、そこまで踏み切っていいかどうかということで、考えは私は持っていなかったということであります。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 町長は、この会社を立て直すという強い決意の下に1年間頑張られたと私は理解しているんです。だとすると、あらゆる選択肢を排除せずに可能性を探ったんだろうなと思っておりましたが、そうでもなかったと。それで、民事再生のことについては、これはこの会社が適用されるかどうか私分かりませんが、このことは考えたことはなかったと。

それでは、しからば、法的倒産手続開始の要件の一つでもあります会社更生法というのあるんですよ、会社更生法。これも当然裁判所を中に入れて、国の力を借りて会社を再建すると。これは経営が困難な会社が、第三セクター、うちのようなところが、事業を継続しつつ、事業行いながらね、負債を整理する法律だと。負債を整理する、要するに、当たり前の会社生まれ変わらせると、利益を出す会社生まれ変わらせると、そうやって負債を返していくと。そして、これももちろん再生計画を立てて、債権者の了承を得て、銀行の了承を得て、その計画に基づいて事業を再建すると。このバックには国がいるんですね、裁判所。そうすると、町長はこの法的にこの会社を、法的な力を借りて会社を再建するということは、一切考えられなかったということになりますが、そうなんですか。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これまでの段階ではそこまでの考えはなくて、これからどうなる、展開するかはまた別として、とにかく議場で今まで申し上げたとおりで、何とか立て直す方向で、あくまでもこれは町からの支援ということも含めているんですけども、それも含めて、何とか正常のほうへ少しでも向かっていかなくちゃならないという思いで、今のところ進めているということです。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） そうすると、この会社を町長が立て直すという方策の中には、法

律、要するに裁判所用いて立て直すという構想はなかったんですね、今までね。要するに、この会社というのは債務超過ですから、実は倒産してるんですよ。この倒産したかどうかを誰が認めるのかというと、裁判所なんですよ。町長が倒産してないよと。取締役が倒産なんかしてないよと言ってね、頑張ればこれは倒産したことにならないんですね、法律上。ところが、倒産してるということを認めないと、私はこの会社ね、再建できないと踏んでるんです、実は。この会社を何とかするためには、自分たちの力だけでは、もしかしたらどうにもなんないのかなと、そう思ってるんですよ。

それでね、自助努力というのでね、やるあれもあるんですよ、これ。例えば、財務状況を把握、コスト削減、利益の……の改善とかね。そこでね、この会社、簡単に言うとキャッシュがもうないんですから、お金がないから、いつでも倒産、倒産状態なんです、はっきり言うと。お金がないんだから。そうずっと倒産しないためには、ここにね、資金を入れ込まなくちゃなんないんですよ。法律の力借りないんだから、資金を入れなくちゃならない。この資金調達の方法というのは、どんなことを考えられましたか、町長は。これ、お金入れないとこの会社、今でも倒産してるんだけど、あるときばたっと、これ動かなくなります。ここにね、資金をね、入れないと。これ、結構大きいんだよ。この資金調達の方法は、町長どのように考えましたか。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それも含めて、今、取締役会のほうで計画策定中ということで、まだ報告は来てもらってません。あくまでも、町長の考えだけでどうだっていう今の質問だかもしれませんが、取締役会のほうの考えと、その辺を照らし合わせながら、いかになくちゃならないのかなという思いです。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 町長、町と第三セクターの関係というのは、お分かりのとおり、株主とね、筆頭株主と会社との関係なんですよ。色麻町は経営者ではございません。ただ、経営に関しては責任を持つ立場にあると私も理解しております。ただ、経営者ではないんですよ。ただ、町長は経営に積極的に参加していくということを表明され、そして立て直すんだと。これには私も、これは賛同します。ぜひ立て直すまで、町長は政治家として最大限の努力をする必要があるんだと思います。そして、町長が任命した取締役なんです。この任命した取締役の方々が、町長の話によると何の報告もしなかったと。それで破産、破綻していることすら分からなかったと。これは任命者の責任ですよ、これはね。

そこでね、町長ね、これからのこととして、当然キャッシュがなければ、これ完全に行き詰まって破綻しますから、破綻よりも倒産、破綻。そこでね、資金調達の方法として銀行からの借入れというのあるんですよ。さらに、銀行からの借入れだけじゃなくて、債権者っていうのは銀行ですから、資金を調達する方法として銀行から金を借りると。これは一つ。それからね、借りてる金、これ返せないと、こんなに。まけろと。町長はもしかしたらそこまでやらなくちゃならない可能性も場合によってはあるんですが、そ

の辺については、あらゆる選択肢を排除しないで考えていかなければならない町長として、筆頭株主として、どのようにお考えになられてますか。立て直しに向けて。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この資金繰りについてのことも、詳しくまだ報告受けてるわけはありませんけれどもね。取締役のほうで、そういうことも含めて、今、資金関係についての計画も、今、立てている途中だというふうに認識しております。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） それでは、さらにお伺いします。町長は、立て直すんだと表明されておりましたが、法律を用いた立て直しの方法については排除しております。自助努力についての立て直しについて、今、お伺いしてるんですが、銀行との取引関係、銀行との交渉関係についても、町長はこれ第三者の立場だからこれは分からないということなんですよ、今ね、分からない。さらにお伺いします。資金調達の方法として、増資というのがあるんですよ、実は。大概会社がね、左前になって大変になったとき、増資するんですよ。金がないと倒れるから。増資というのは平たく言うと株を発行することなんですよ、株式会社だから。自分の力で立て直そうとしたとき、増資っていうのは普通考えるんです。これは、経営に参加されてる町長として、立て直しを目指されている町長として、増資についてはお考えになられましたか。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 若干意識したことはあるんですけども、そこまでまだ踏み切れるような考えは持っておりません。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） さらにね、自助努力でやるものっていうのはもっといっぱいあるんですね。挙げるといっぱいあるんですよ。例えばこの会社をね、どっかに買っていたとか、お金のある会社にね。いろんなことあるんですが。

ただ、1年たって今になってみたら、さらに負債が膨らんでしまったと。そして、これを立て直すために、私が聞きたかったのは、町民の皆さんに対して、具体的にどういった手法を用いてこの会社を立て直すのかということを、町民の皆さんにね、しっかりと伝えていただきたかったんですよ。いろんな問題はあるけれども、自分は立て直すということを町民に表明したと。だから自分に任せてくれと。こういう方法でこの会社を立て直すんだと。今は大変な会社かもしれないけれども、必ずこれは立て直せるんだと、これ、精神論だけじゃなくて、この精神論があったとすれば具体的な方策をしゃべらないと。これまでね、この件に関していろいろと一般質問があったとしても、何にも生まれてないんですよ。私は、自分の思いとか感情論はできるだけ排除して一般質問してるんですが、結果としてですよ、現状を維持しようとか、何とか先延ばししようとかしてしまうと、これはますます深みに入っていくと。そして、間違いなく誰かに迷惑をかけていくという、こういう問題なんです。町長はね、この会社をしっかりと立て直さなくちゃならない。それを町民の皆さんに表明してるわけですから、その辺について町長

どうですか、何か具体的なもの、話できますか。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 具体的というわけにはいかないかもしれませんが、まず、今、公社の取締役会のほうで洗い出しをやってもらって、この中でどこがいわゆる削れるか、あるいはどこを合理的にできるか、まずそういうことですね。それから、売上げを伸ばすにはどうしたらいいか。そして、町として、これは何回か言っているとおりですけれども、エゴマ取扱いについては、今年、三百数十万円予算化してもらったんですけれども、これは毎年私は出してあげたいというふうに思ってるんですよ、これはね。そういうことで、幾らかでも内容的に、今の改善計画がどういうふうに出てくるかちょっとこれも見なくちゃ分かりませんが、そういう方向で行けば、少なくともマイナスはなくて、どの程度返済のほうに回せるかどうか分かりませんが、分かりませんが、ちょっとそういうことで今度の改善計画を見たいということで考えておるところであります。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 多分、個人的な感情といいますか、感想を言わせていただきますと、多分、早坂町長のその考え方は、市場経済の中では一切通用しないと思うんです。それから、法律の中でも通用していないんです。何がしかの補助金を出すというのは、これ、私は否定はしないんです、これは。何がしかの補助金を出す、補助金ですよ、借金払いではなくて。それを出すことによってこの会社が、町民の皆さんのための、その福祉の向上につながる、そういうものがあるのであれば、これは補助金としてこれは差し支えはないが、ところが、事ここに至ってみると補助金とかなんとかの云々の話ではもうないんですよ。これ破綻してるんです、この会社、ね。破産してるんですよ。

そこでね、なぜまた損害額、負債が積み上がったかという、破綻していることを認めないからなんです。破綻処理のやり方、民間ではですよ、行政での破綻処理のやり方というのは多分あまり聞いたことないからね。このやり方というのは、損を確定すると。損害幾らあるのかと、この会社に、負債が幾らあるのかということを確認すると。そして、裁判所を使ってやると。法的責任、整理をして責任をはっきりさせると。つまりね、これ裁判所使う、そして損害額を確定してしまわないとまた膨らむんですよ。膨らんだでしょう、1年後に。損害額確定してないから。再建計画、再生計画は出ました。ただ、これね、根拠がないのさ。法的根拠がないの。ただの作文と言ったらちょっとね、語弊がありますけれども、そうなんです。根拠のない作文を見せられたと。そうではなくて、裁判所を使って、今損害が幾らあるのかということを確認して、それ以上膨らまないようにしてしまうと。損害はここまでだと。そしてこの損害を法的に整理をしていくということを考えないと、再建はできないのではないかと私は考えてるんですよ、ね。これが私の考えなんです。ですから、自前の努力だけではもうこれは不可能ですよ。そうやるべきではないかと私は考えるんですが。ところが、町長の考えはちょっと違うようなんです。そんなところは使わずにね、自前で何とかやりたいと。その結果が1年

後にまた負債が膨らんでしまったじゃないですか。損害が確定するどころか、膨らませてしまったと。これがね、私問題だと思うんですよ。早坂利悦町長は色麻町を預かる代表者なんですよ。その代表者として、一定の決断をするときが来てるんだと私は思ってるんですよ。私言ってるのは、破産させてやめろということも含まれてるかもしれませんが、そうではなくて、これを維持したいのであればそういう方法でやるのがいいのではないかと、こう思ってるんですよ。

それでね、かつて、これ農協の方々、かつて私が若い頃ね、信連が破綻したことがあったんですよ、信連。信連というのは農協の組織ですよ、金融機関。そしてね、なぜそうなったかという、はっきりしてるんですよ。隠したんです。まずいことを隠してしまったと。そして、隠し切れるうちはいいんですよ。隠し切れずにね、表に出たときというのはね、誰ももう手がつけられない。破綻したときなんですよ。そのときやったのは、しょうがないからね、増資だったんです。各県内の農業者が、そこにね、資本を注入したの。そうやって何とか支えたの。なぜ破綻したかというね、隠したんだね。自分の立場を守るためにね、隠して隠して隠し切れなくなって表に表れたときに、誰も何ももう手がつけられなくなってたと。

私ね、この会社も似たような特徴があると思うんですよ。隠したんですよ、この債務超過を、負債を隠したの。これ、何年かはだからあれだったでしょう、誰も何も騒がないし、取締役も何にも騒がないし。ところが、去年隠し切れない状況になってしまったと。隠し切れない状況の中で、町長が知るわけでしょう、それもおかしいんだけどもさ。根本的な原因は、自分たちだけで何とかしようと思って、この借金を隠して。しかし、そうはならなかったと。損がますます積み上がってしまったというのがこれの本質なんですよ。昨年、表に出たときに、これは損を確定して、それ以上損害が膨らまないようにして、私は処理するべきではなかったのかと。そしてあのとき、私は町長が経営に参加すると言ったんですが、それはいかななものかという話はしましたよ。私はそれ、違うと思ってたからね。経営者でないんだから、という思いがあったんです。

それでね、最後にね、二者択一でいいんだが、私の考えはそうなんです。立て直すのであれば国の力を借りて、損害を全て明らかにして、それ以上損害が膨らまないようにして会社を立て直していくという、国の力を借りるべきだろうと私は思うんです。しかし町長は、いや、そうではないと。町でね、補助金を出せば、多分この損害はね、何とかなるんじゃないかと思ってるようなお話なんです。二、三年はいいかしんないですよ、これ、二、三年は。ただ、この負債は自助努力だけでは難しいのではないかと私思ってるもんですから。年を取るとね、疑い深くなってくるんですね。ですから、町長は立て直すとは言ってるんですが、私期待してるんです。期待してるんですが、何か、立て直す気はどうもないんじゃないかなと、今ね、ちょっとは疑ってるんですよ。その辺について、町長、明確な答弁をお伺いしておきます。

○副議長（白井幸吉君） 町長。

○町長（早坂利悦君） もちろん気持ちは立て直したいというのは、誰しもがそう思って

いるところでありまして、その方法ということについては、今、いろいろ話、提言を受けましたが、そういうこともこれから意識しなくちゃならないことが多分出てくる可能性もあります。今のところ、ただ、今のところ、そこまで踏み切っていないということで、これからについては、確実にこうなっていくということまでの事は、今ちょっと言いにくいんですけども。あくまでも、取締役会のほうでの計画をまず見させてもらわなくちゃならないということで。それから、町としてやってあげたいのは、さっきも言ったとおりのことで、そういう支援はしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

大変厳しい状況であることについては、何回も皆さんから言われているとおり、それは私も理解しております。どういう形で立て直しができるかどうかについても、いろいろまだ検討する余地がありますので、いろいろ提言されたことについても参考にしたいというふうに思います。

○副議長（白井幸吉君） 天野秀実議員。

○13番（天野秀実君） 町長ね、私がわざわざ今日一般質問する必要もなかったんだと思いますかね、しかし、一般質問しました。それはなぜかという、町長が立て直すという本来その目的、目標を持っていないのではないかという疑義を持ってるからなんです。それでね、町長ね、私がこの質問をしたことを、ぜひ後悔させてください。町長が言ったように、しっかりとこの会社を立て直すと。そして、町民の皆さんの役に立つ会社に変えていくと。その努力をしていただきたいと思います。1年後か2年後かね、私がこの質問をしたことを町長は後悔させるべきなんです、ね。

そこでね、私も民間人ですが、いい借金とね、悪い借金があるというのは分かってるんです。いい借金というのは、これは銀行から資金として借入れた投資なんです。100万円を借りたら、それを使って1年後には105万円とか110万円にして回収してれば、これはね、大変いい借金なんです。これはいい投資なんです。ところが、この会社はそうでもないようなんです。銀行から借りたお金、それを借りた以上に増やしていれば、投資してね、何の問題もない。しかし、そうでないから私心配してるんですよ。立て直さなければならない会社だというのは私も分かります。そして町長が立て直すという、その気構えを持っていることも分かりますが、ただ、具体的な方策を持っていないんですよ。私はこれはまずいと思ってるの。立て直すということは、具体的な行動をするということなんです。その辺をね、色麻を代表する、色麻町を代表する早坂町長に対して、私はお願いしておきたいと思うんです。町民を代表する者として、色麻町の代表者に、ぜひ町民の皆さんが、将来、やはり早坂町長はしっかりやったなあと思えるような状況をつくっていただきたいと思います。そして、天野秀実があの場合で一般質問をしたと、あんなことする必要がなかったじゃないかと、ね。そういう状況をつくっていただくことを期待して、私は質問を終わりますね。頑張ってください。

終わります。

○副議長（白井幸吉君） 以上で、13番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

それでは、ここで議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 3 分 休憩

午後 3 時 5 9 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、5 番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。5 番相原和洋議員。

〔5 番 相原和洋君 登壇〕

○5 番（相原和洋君） 町長のほうに、私のほうから一般質問を今回させていただきたいと思えます。

今回、9 月会議における一般質問、私、色麻町産業開発公社の経営状況についてということで質問を出させてもらっております。公社の件に対しては、私を含め今回 5 人の議員が質問していると。これだけ議員もこの件に対しては注視しているということだと思えます。

質問する前に、町長にね、先ほど議会で議員は批判をするという言葉がありましたけど、批判ではございません。あくまで私どもは威儀を正すということで一般質問しておりますので、その点は御理解いただきたいなと思っております。

公社について、平成 2 年に当町が第三セクターとして半直営的に始めて、ステーキハウスふるさとから始まっていると。それで、平成 6 年に法人化になったと。その途中、平成 25 年、6 年、東日本震災等があつていろいろ建物が半壊、倒壊関係があつて今の形になり、公社として平成 29 年かな、そっから債務超過が始まっていると。そんでもって、総務省からの指針で令和 2 年、経営の改善計画を出しなさいと、指針を示しなさいということで出していただいたと。それで、令和 3 年に取組状況についてまた町のほうへ出しているという状況で承知はしております。

また、昨年から全協等を含め、町長の執行部からは約 5 回から 6 回の全協を開催いただき、令和 5 年度の 11 月かな、たしか、改善計画の 3 か年計画についての説明、経営状況についての話等々いただいております。それを基にして、6 月会議、入ってきました。そして、その前に 3 月会議に質問が、公社の件あり、6 月会議でまたあり、ここに来てまた 9 月会議でも質問になっていると。ただ、6 月会議のときに町長は行政報告でふるさとの経営状況が困難という判断をし、地場産業振興施設の指定管理取消しを、通知を出されました。ただ、取消しは出しておりますが、公社に対しては引き続き事業経営の効率化及び営業努力を推進するということで、積極的に町が関わり、先ほど 13 番議員も言っていました経営の立て直しを図るんだということを訴えております。公社の立て直し、そういった部分も含め、今後の経営状況、これからのことを含め、随時質問を入れていきたいと思えます。

まず初めに、令和5年度の債務超過額、赤字額、借入れの短期、長期額、借入残高ですな。あと、令和6年度の7月までは聞いてますけど、6月まで私出してますので、公社の売上額についてどうなっているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の質問、産業開発公社の関係についてありましたのでお答えを申し上げたいと思います。

まず、今質問の中にあっただのは、令和5年までの関係でありますから、令和5年度決算額の状況でございますが、債務超過額が3,620万3,817円。赤字額が5,040万3,817円。借入額、短期が1,091万125円、長期が5,015万2,000円。ですから、借入額の合計は6,106万2,125円ということで、そして令和6年度の6月末の売上額ということに対しては3,975万6,298円ということであります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、町長から答弁いただきました。1問目のこの質問ね、これからの部分につながってきます。しっかりと町長とこの分け方をして考えていきたいと、債務超過額、赤字額、借入残高、長期短期を含め。これね、さっきから借金という言葉言ってる人たちもいっぱいいるもんですから、一言で片づけられませんので。全て分別しながら、町長とやり取りしたいなと思っております。

今、町長から答弁いただきました、6月までの売上額について。しからばこの6月までの売上額を基にして、売上高進捗率はどうなんでしょうか。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） これ、時間止めなくていいかな。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 私のほうから答弁します。簡単にいきますと、予算に対して大体35%だと思うのね。課長それでいいのかな。

しからばその上で、各部門の売上額及び経常利益どうなってます、6月末まで。7月末までの合算の149万円マイナスというのは分かるんです。各部門別が、多分ここが出てきてこの数字になっていると思います。6月の分までについての各部門ごとに答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

6月末の各部門の売上げでよろしかったでしょうか。（「6月の売上の額と経常利益についてお示してください」の声あり）はい。

それでは、お答えいたします。

6月分までのですね、各部門の売上高でございますが……、お答えいたします。

ふるさとの部門ですとね1,119万6,511円。あとかつばのゆのほうですとね1,276万2,836円。積水ハウス950万1,090円でございます。あと伝習館のほうでございますが179万6,650円。エゴマ部門がですね449万9,211円ということで、トータル3,975万6,298円となってございます。（「今の売上ですよ」の声あり）そうです。はい。

経常利益のほうにつきましては、ふるさとのほうですとね、経常利益がマイナスの23

万2,059円。かっぱのゆのほうが40万8,329円。これはふるさとのほうがマイナスですが、かっぱのゆのほうについては40万8,329円これプラスになってございます。積水ハウスのほうについてもプラスでございまして213万5,694円。伝習館のほうの経常利益ですが48万3,963円。エゴマ部門のほうについてはマイナスで40万3,783円ということで、6月末現在の経常利益全体です、マイナス49万8,388円マイナスというふうになってございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、なぜこれ聞いているかというの、この先にいろいろあるんですけども。今、全て追っていくと6月末までの計上、各部門いただいて、トータルで約49万8,000円ショートしてますと。そうした際、じゃあ6月末までの損益分岐点比率はどうなっているのか。多分計算出してるよね。その際について、限界利益額っていうのは幾らほど見てたのか、予算に対して。多分ここは出るはずなんで。出してなければ出してないっていうことでいいですよ、どうなのかを答弁求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

損益分岐点等については出してございません。限界利益のほうについても出していない状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長、何でこれ聞いているか分かりますか。先ほどから、経営についても状況分析して立ち直りを図りたいと町長が言っていると。それを図る上で、一番最初に物になるのは、令和5年の数字を基にして令和6年の進捗状況がどうなっていくかということは、筆頭株主としてはやっぱり最低限見ておくべきではないかなと思うんですよね。違いますか。町長として。筆頭株主としての答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容については十分承知してない部分もありますけれども、いわゆる管理部門の費用というのは結構大きいんですね。さっき、今、課長から言ったやつだけで計算するとプラスなんですけれども、管理部門でその分持っていかなければ、結局そこで最終的にはマイナスになるんですね。この辺をどういうふうに、管理部門でなくて駄目なんですけれども、この辺をどういうふうにかできないのかなというふうにも思ってますので、ちょっと検討しなくちゃならないところたくさんあるなと思って、今のところ見ております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、町長、筆頭株主ということで聞きました。管理部門で足引っ張ってるんだと。しからば、管理部門で足引っ張ってるのであれば、令和5年の総資本の営業売上率っていうのも計算出してると思うんですよね。じゃなければ、どれだけこの管理部門に経費を持っていかけたのか、足を引っ張ったのか、その辺りを分析しないと、その先、これからの町長の考える公社に対する立て直しっていうのかな、数字的

に出せないと思うんですよ。その点どのように数字を把握してるか、答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 課長のほうから詳しく答弁すればいいんですけども、一千万円ちょっと超えるんですね。その辺がちょっと大きいなと思っております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長、私聞いたのは令和5年の総資本営業売上率は幾らですかって聞いてんです。管理部門のマイナス1,000万円という話聞いてんじゃないんです。その点の答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

今のその売上率等については、数字的に把握してございませんでした。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 利益率、これ出す際に必要なのはね、財務諸表の分析の利益の指標を分析すればこの数字出るはずなんですよ。私たちに財務諸表示してるじゃないですか、損益計算とかね。それ、分析してないってことですか、担当課として、町長。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

そこまで分析のほうはしておりませんでした。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 一つ一つ分析しましょうよ。これ分析しないで、財政どうやって把握するんですか、町長。お金を出してあげたい。先ほど何か答弁聞いててもね、負担金というか補助金は出したい。ただ、ここに対しての立ち直しに対して、しっかりとした根拠、今弱いところ、強いところ、この先聞きますけど、そういった数字関係についても全く把握してない。その上でどうなんだって話なんですよ、私言ってるの。この点、これ以上引っ張ってもしようがないですからね、2番目に入りましょう。出ないものは出ないってことですから。これ、後ほど出れば後で出してください。お願いいたします。

2番目に入らせていただきます。

現在、ふるさとが6月15日、これ確かだったはずだと思う、閉店したことで、6年度の事業計画がどのようになるのか。再三、前の議員の方々聞いております。町長はこの点についてなかなか答弁を明確にいただいてないような気がしております。3か年計画の中で、改善計画では、当期純利益としては256万2,000円黒字ということで計画しているが、今年当初どおり出るのかという話をしますけども、再三、8番議員に対しても、13番議員に対しても、なかなかそれが出てこないみたいです。その点どうなのか、再度、私のほうからも答弁を求めたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、ふるさとがですね、6月に閉店したということで、閉鎖に伴いまして公社のほうで改善計画書の見直しのほうには着手はしておるんですが、その進捗状況につきまして、8月23日に公社の副社長はじめ取締役2名から報告を受けた次第でございます。

作成が遅れている理由については、管理事務部門の事務員が退職したことによりまして、勘定科目等の仕分等の分析に時間を要しているとのことでありまして、早期に完成するように促しているというような状況でございます。

改善計画の当初の予定では、令和6年度の当期純利益256万2,000円と見込んでおりますが、現在、経営改善計画の見直しを行っている状況ですので、完成次第検証してまいりたいと考えております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、作成は遅れている、聞いてます。それについて、管理部門の事務員が退職したというお話で、勘定科目の仕分に、分析に時間を要する。なるほど。なるべく早期に完成するようには促していますよということでございます。

そこでね、町長ね、実際、お尋ねしたいんですけど、平成6年株式会社に法人化になって公社で定款をつくっております。今回31期になっております。約31年ね、決算期。令和5年で30期かな。3か年は32期までつくってるみたいでございすけども、その上で、定款、まず町長見たことあります、読んだことある、何書いてるか分かりますよね。定款の2条の6、何載ってます。まず、そこをお尋ねしますよ。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 定款の2条目的ですね。これは事業内容ということですね。

（「2条の6、何て書いてますか」の声あり）6、販売活動ということね、販売活動及び経営管理に関する要員の教育養成ということですね、ここだね、言ってるのね。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、町長から答弁いただきました。職員の教育養成、組織体制で管理部門、正社員、今何人います。ついこの間まで、退職する前まで何人いたんですか。お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 2名でございました。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 定年するまで2名いたと。それで、今回1人事務員が定年をしたことによって1名正社員が残ってるわけです。しからばその中で、管理部門で、勘定科目の仕分ができないという話はないと思うんですよ。それを理由にすることが甚だ企業としていかなるものかなと、私は指摘しますよ。会社として成り立たないわけじゃないですか。正社員はいる、管理部門に金はかけてる、ただその方が勘定科目の仕分ができない、分析に時間を要する。どういうことですか、町長。筆頭株主としてその点、どのように指摘し、どのように判断してるかお答えください。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私も、実は言うとな、今のようなことは私も思ってるんですよ、実は、実際はね。結局は、要するにこの事務を担当した人は、補助的にはいたけれども、専門的に1人でやってきたと。要するに、ここがうまく意思の疎通がなってないもんだから、肝腎な人が身を引いたことによって、引継ぎがうまくなってないんですよ。ですから、今の質問みたいなことは私も本当は思ってたんですよ、何だと、どういうことになってんだということになるんですけれども。公社のほうでの、言ってみれば取締役会のほうで、そういうのを指摘されてなかったんだろなというふうに思いますし、そういう詳しい内容までの報告は、私のところまでは来ないということでありましたので、今回こういうふうになって、今まで専属的にやっていた事務の方が辞めたことによって、ここのところが、今のところ時間もかかっているという状況です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長からね、ちょっと俺も唖然と、びっくりするような答弁いただきましたから。町長もそう思ってた、思ってもやってなかった。思っただけということですね。

そうするとね、町長ね、公社に対して令和5年に地場産業振興施設の指定管理を申込みさせたはずなんです。いただいているはずなんです、町として。そこについて、基本方針から施設の適正な管理体制等々について条文が出ております。定款とはまた別だよ、指定管理の部分だよ、これ。その中にも、指定管理の項目5というところの（2）人材育成方針及び職員研修の取組つつうのあるわけだ。町長、これは見てるはずなんだよ。要は当時、令和5年2月24日、色麻町長早坂利悦様宛てに、公社の当時の社長さん、名前読みません、代表取締役から申請書が出ております。ということは、町長これ見てるはずなんです。この時点、去年の時点でも気づかなかったんですかね。気づけば何らかの手当て、考えが言えたんではないかなと思うんですよ。見てたというだけなのか、知ってはいたけどどうしたらいいか手をこまねいてたのか、どうなのか。理解に苦しみます、私は。町のトップであり、ここに補助金関係相当突っ込んでるんですよ。エゴマの分についてもしかり、エゴマの作業賃金もしかり。またこれから令和、来年度かな、先ほどの答弁では、またそこにもお金を投入したいような話ししている。してあげるはいいけども、してもらふことをしてもらってなくて、どうするんですかってことです。町長が、特定作物としてエゴマは何とか推奨したいんだという思いはあっても、それが相手方にしっかり伝わってなければ、こういった部分についてどうなのか。甚だ問題だと思うんですよ。その点、町長、どう受け止めてるんですか。再度答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 事務体制関係については、話を聞いた段階ではどうにもならない状態で、これは実際はあってはならないんですけれどもね。やっぱり人間関係とかそういうことも含めて、大変、この意思が伝わらない状況になっているということで、全くお粗末な話なんですけれども、そういう状況だったと。結果的にそういうことなんです。それで、今、辞められたということになりましたので、それも急に辞めるというこ

とでありましたので、この事務の引継ぎ関係に手間取っているということで、状況的にはそういうことで、指定管理関係についてのことも、それはそれでしっかり、今までは受けてきたつもりですけども、事務のほうのその引継ぎだけがうまくいっていない。今のところね、うまくいっていないというところで、今、時間がかかっているという状況です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長ね、この申請書、先ほど言った施設の適正な管理体制（1）組織体制についてって、こう載ってるんですよ。組織体制の基本、業務内容、業務量に応じた執行体制を構築し、迅速かつ効率的な事業実施を図るとともに、指揮系統等について明確に図るとなってる。明確に今まで図ってきたんですか。これ認めてきてんですよ、町で。指定管理者として適正だって。そうでしょう、違うんですか。それが今の答弁で果たしてよろしいのかどうか。

町長にね、これ以上言ってね、起きてしまったものじゃあねえべやって多分言うんでしょうけども、そういう話は私はないと思うんですよ。やっぱり、しっかりとここは指摘するところは指摘して、これから、次にどうしたらいいか生かすように、それは考えていただきたい。今回、こういう状態が出て、それに対して手当てをどのように、今、言っているのか、言っていないのか含め答弁求めます、再度。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 肝腎の事務担当の職員が退職したということで、それまでは別に問題なくやってきたというふうに思ってます。ただ、1人でやってきたということで、もう1人の事務という人は兼務だったんですね。要するに、現場と兼務だった関係もあって、その引継ぎというよりも内容的にしっかりと把握されていなかったと。そして、辞める方も引継ぎをしっかりとしなかったということで、状況的には、今、時間をかけているということでありまして、別におろそかにしたとかなんとかということではなくて、そういう状況が生まれておったということで、これは今後についてはそういうことにはならないように、これは指示をするということになります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長、しからばですよ。全協の資料、6年度6月4日、あとは令和5年5月31日、あとここに来て令和5年2月24日及び3月13日の全協の資料が今手元に私あるんですよ。この中にですね、収支予算案というものが載ってます。要は、収入に対して計画を立てて予算額をつくってますよという部分があるんですけど、ここに令和6年度の分、例えば一つ、令和6年6月4日の全協についての経営状況についてということで。この時点で当初、収入の部で1億4,400万円、トータルで予算を立ててますと。売上げの摘要欄を見ると、ふるさとの部分等々載ってて、部門別あるわけですよ。科目って何が科目、仕分に時間がかかるんですかね。要は、公社のふるさとの分だけがなくなっていくわけですよ。そこに人件費の分、売上げ、固定費で行けばね、あとは使用料等々、そういった部分、あと変動費がどれぐらいかかったのか、そういうの差っ引

けば、おのずと数字が出てくるんじゃないんですかと思うんです、私は。ふるさと部門だけストーンと抜いちゃえば。違います。要は、ふるさとを入れて1億4,400万円、令和6年の予算額としては出てる。ただ、6月15日にふるさととは閉館しました、その分までの売上は今さっき聞いた部分、6月末までの経常利益額が出ております。それを残しつつ、それ以外の部分を差引いたとして、損益分岐点の比率計算、総資本の営業比率額等々計算すれば、おのずと答えが出てくるんじゃないんですか、と思うんですよ。経営者であれば、筆頭株主であればそういうことを考えてもよろしいんじゃないかなと、私は思うんですよ。今までの計画書、またここにね、令和5年の2月24日収支計画書というのもあるんですよ。これにもしっかりね、内訳、変動費、固定費、売上げ等と載って、管理部門の分化分、ここの部分なんかも載ってたりしてます。ここの部分のウェイトが大きいからって、さっき町長言った1,000万円分。そういった部分を計算すれば出るんじゃないんですか、案分率をして。そういったことを、今、誰がつくってんですかね、しからば。で、いつまで出していただくようにお話ししてるんですか。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 答えいたします。

8月23日に、副社長はじめ取締役が来庁で説明した際にですね、報告を受けまして、改善計画のほうについては早期に町のほうに提出していただけるようにというようお願いはしております。先ほど町長も申し上げたとおり、事務管理部門がそういう状況でしたので、早めにとということでお話はしている状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長ね、ここの筆頭株主誰なんですか、公社の。筆頭株主は誰ですか、町長でしょう。その町長が物申さないでどうすんですか。公社から取締役2名来て、今早々にやってるから待ってくれと。しからばいつまで出すんだと。議会に示さなくない。んじゃないければ、公社に対しても、私も対応し切れない。そのくらい言たっていいじゃないですか。責任ってのがあるんですよ。町長だって責任、ここの持つんでしょう。取締役だって責任持たなきゃないんですよ、会社なんですから。頼んでるっていても取締役です。責任ないわけじゃないですよ、会社法あるんですから。そうでしょう。いつまで出すんですか、町長。話をするんですか。あと、今、誰つくってるんですか。その答弁を再度求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 答えいたします。

いつまでということですが、副社長来庁した際にもですね、議会のほうにも説明を求められていると、当然説明をしなければならないということで、早めに策定するようにというようにお話はさせていただきました。作成については、担当の取締役を中心にですね、今策定してるというように状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長、早期についていう話じゃないんだよ。問題、結構ここね、威儀を今正しております。早期にとか、あしただって早期だ、半年先だって早期かもしれない、取り方次第だ。日付の明確さ出さないでどうするんですか。例えば、今月いっぱいとか、公社が16日総会時に閉鎖するっていうことは、もう町長も分かって、俺らに示しているわけですよ。それから何か月たつんですか。8部門から今回何部門に変わったんですか、やってるセクション。10になったんですか、20になったんですか。だから科目大変、いっぱいあるっていうことですか。違うでしょう。やっぱりそこは真剣に、筆頭株主として話すべきじゃないですか。町民だって、今、気にしてるんですよ、この件は。非常に关心持っている。先週の金曜日ね、町長、この件に対して8番議員に独り言の答弁したけど、そういう話じゃないんだよ。真剣に威儀を正し合っている場所なの。いま一度、町長、筆頭株主に問います。いつまで出してもらうように努めますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、正確には確認しなくちゃなりません、正確には。ただ、今のように、例えば今月中に何とか出せということで指示はすると。ただ、今言ったように、状況的にはしっかりと見ておりませんので、今、引継ぎで苦勞なされているという話は聞いておりますけれども、まずもってそういうふうな指示をしたいということです。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今ね、町長から力強く今月中に何とか出してくれということは要望したいってこと聞きましたんで、そこは分かりました。

ただ、誰がつくってるんですか、これ。筆頭株主からもう少し時間くれと、管理部門の兼務の方がつくってるんですか。誰がつくってるんですか。その点、どのように取っているのか、聞いていらっしゃるのか。私どもはこれだけ見ると報告だけ受けたよって話だけであって、それ以上のこと分かんないんですよ。聞いている内容、もし分かれば答弁お願いします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

担当のですね、伊藤取締役と管理部門の事務員とで取り組んでいる状況でございます。

（「誰と誰」の声あり）

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 伊藤取締役と、管理事務部門の事務の職員とが中心となって、策定しております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長から答弁聞くと、伊藤取締役という方と管理部門の方の2人でつくっているということを聞いたんだけど、私承知してる限りはこの伊藤取締役はエゴマの搾るほうで人件費にどうのこうのって方ではないのかなと思ってるんですよ。エゴマのほうじゃないの。どうなの。その点はちょっとどうなのか、いまいち、しっかりとした経営を分かっている方やっていらっしゃるんですよ。ちょっと不安にな

ってくるんですよ、私は。どうなんですか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

伊藤取締役については、エゴマのほうの搾油の作業のほうにも従事はしているんですが、経営改善計画の中心となって策定のほうも実施しているという状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 町長さ、1人に対して負担って大きくないですかね、これ。取締役、この方に対してね。日中エゴマの搾油のほうの作業もしつつ、で、今、ふるさとがこういう状態になって、これからも改善計画をつくって出さくない。ちょっと、どうなのかな。正直、私も前の会社、前職の時代、管理部門いました。年間の計画立てするの約1か月かかりますよ、全社分。1人でなんかとてもじゃないけど無理ですよ。前年度データ引っ張り出して、全部パソコンに落とし込みかけて、計算をして、その中で事情聴取全部通ってやってきているわけですよ。それ、どうなんですかね。その点、筆頭株主として不安ないんですか。取締役会とどういう話ししてます、町長、お尋ねしておきますから。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 伊藤取締役は常務ということで、ずっと来てましたのでね。ですから、内容的については分かってるわけですね。事務方は専属にいたんですけど、その方は辞めたということで。全く知らない人が担当してるわけじゃなくて、継続して引き継いだ人は、あまり知らなかったもんだから今のところその引継ぎに時間を要しているということで、2人でやってると、こういうことですね。

伊藤常務はずっと、ほら、エゴマずっと毎日搾ってるわけじゃないから、ずっとそれにつきっきりでないから、それはそれで大丈夫、できるということです。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、町長の答弁聞いてね、いろんなことを想定したの。エゴマの人件費3名分出したっていうことも言ってた、この間ね、317万9,000円かな、9,700円かな。3人分、非常勤なんですかね、この方ね。エゴマの方。ずっとかかっているわけじゃないって、今町長の答弁聞くと。こっち、管理にも行かなくない、こっちにも行かなくない。何か話が、エゴマの方の従事者に金を出すと、3名分を出すんだよってことを再三言ってきてます、町長。ただ、この一部、一人の方はエゴマだけでなく管理部門でも仕事してるんだよと。どうなんでしょうね。この負担金の出し方っつうか、補助金のやり方といいますか、考え方ね。あえてここでそれ以上突きません。言っても多分答えが出ないんだらうなって気がしております。

今月中に何とか出していただくという答弁も、町長からいただきましたので、それを期待してます。そういうふうにやっていただくように強く要望してください。それを基にして、3問目、入りたいと思います。

3問目、3月会議の一般質問、8番議員がっております。昨年のお盆時期の繁忙期

に、今はなきふるさとが休んでいたと、営業をね。答弁を町長から言われております。その理由について事後報告を受けたけれども、その理由は不明だったと。何とも意味深な答弁でしたよね。指定管理を受けているにもかかわらず、説明がなかったという理由は何なのでしょう。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

昨年ですね、お盆の時期の繁忙期にふるさとが休んだということでございました。

地場産業振興施設指定管理者の管理条件明示書の管理基準の休業日では、月曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月の31日までと定めております。指定管理者は、施設の管理上必要と認めるときは臨時に休業日を定め、または休業日に営業できるものとし、その場合には町に報告するものと明示されております。この明示書に基づき、味彩館ふるさとで毎週月曜日、祝日の場合は翌日と、年末年始に休業日を設けておりましたが、働き方改革によりまして、令和元年8月から毎月第3火曜日も休業としておりました。

議員御指摘のですね、昨年のお盆時期であります。8月16日水曜日に休業した件でございす。定休日である8月14日月曜日の振替であったことや、従業員の休養に充てるため休業したものでございました。

しかしながら、書き入れどきでありますお盆の時期にですね、休業したことは、館内に貼り紙等で事前に周知をしたとはいえですね、時期をずらすなどの配慮に欠ける対応であったと思ってございす。

今後ですね、公社と情報共有の強化を図りながら努めてまいりたいと考えてございす。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 何か今、一言で言えば働き方改革、これで片づけてるような答弁なんだよね、課長。今、ここで答弁出てるってことは、3月会議で答弁してないんだよ、何でできなかった。その理由は何なんですかね、町長。3月会議で8番議員は聞いてんですよ。何でこうなんだと、昨年の8月の件。それが私、今、9月会議で聞いて、今、働き方改革によるものだというような文言で答弁いただいたと。この半年間に何が起きたんですか。ここで答弁してんの。8番議員には答弁してないの。その点について答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あのね、3月会議の議事録に載ってますから見てください、何だったら。それを基にして聞いてんですよ。言っていないことは言っておりません。言うことで聞いてんですから。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

昨年の8月にですね、休業した件につきましては、先ほど申し上げたんですが14日の

振替ということで、従業員の休養に充てるということで休業したということで、終わった後にですね、実際町のほうにも報告があったということでございました。

この点については、公社とのちょっと連携不足というのもあったと思いますので、今後、こういったことがないように努めてまいりたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 努めるも何も、一つね、町長、まだこのとき指定管理者なんですよ、この方々。今の答弁聞くと、管理規則の第3条を基にすつとどうなのかっていう問題が一つ出るんですよ、ここで。管理基準という問題ね。休業日っていうのは載ってます。また、定款のほうにも同じく休業日が載ってます。両方見ると、月曜日、1月1日から同1月3日まで及び12月28日から同12月31日までが定休日になりますよと。また、定款も同じくそうになってながら、毎週月曜日及び第3の火曜日だけだと。祝日の場合はちょっと変更しますよと。

ちなみに、令和5年の8月16日って、これ、祝日かなんだかだったんですかね。普通の日じゃなかったのかなと私思いますけど、私だけかな、この日祝日だったという認識ができてないのは。どうなのでしょう。その点について、答弁を再度求めたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

昨年の8月16日は水曜日の平日でございました。14日の月曜日、15日は営業してですね、16日の水曜日に休業したと、こういう状況でございました。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 14日営業して、その振替として16休んだよと。しからばね、じゃあ課長、答弁を求めます。過去5年間、8月のお盆時期、書き入れどきとして、いつ、どこがどれだけ多かったか、そういうデータ持った上でこれやられてんですよ。だから16休んでも構わないと。書き入れどきであっても、この日休んでも経営に支障がないんだなということを判断してやられたんですよ。そういう分析はしてるんですか。どうですか。答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

担当課としてですね、そこまでの経営分析等のほうはしておりませんが、公社のほうで昨年の16については、先ほど申し上げたとおり、14日が振替だったんですが、その代わりに16日に休業したということで、報告を受けてございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） あくまでも中で貼り紙周知してたからいいって話じゃなくてですよ。ホームページにもそれ載ってたのかどうか、私、今見てないから分かりません。遠方から来る方に対して、どういった形で対応するのかなって問題もあるわけですよ。経営が去年厳しい中で、450万円も赤字出してるところが休めるんですかね。幾ら働き方

改革っていっても、どうなんですか。よくね、企業にはこういう言葉あります。入りを量って出るを制する。歳入と歳出の計算、これが成り立たなければ会社は潰れるんですよ。いろんなこと、公社で自分たちで管理規則なりいろんなこと、組織体制つくって、スキルアップ図ってね、いろいろやっていらっしゃるみたいですが、そういった部分どこにも垣間見れないんですよ、こういった答弁いただくと。なんかね、働き方改革って一言、詭弁なんです。例えば、ずらすんであれば8月20日お盆過ぎでもいいじゃないですか。なぜそういう発想がなかったのか。取締役、なぜそういったことをしなかったのかね。その点どうなんですか。筆頭株主の町長、答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この辺のことについては、現場に任せる以外しかないんですよ。こういう相談でも受けていれば、一つ相談を受けていれば、じゃあこうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかですけれども、やっぱり、こういう店を出す、開く開かないは、やっぱり、これ現場に任せる以外しかないと思うんですよ。

ですから、確かにお盆あたりの16だったら忙しいんでねえかと思われれば思われるかもしれませんが、そういう状況があったかないかまでについては、私も分からないんですよ、これは。現場のほうで、まあこの日は大丈夫だろうなということで、これを振替したと、こういうふうに判断せざるを得ないというふうに思ってます。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、会議時間は午後5時までとなっておりますので、残りの一般質問は明日にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（不規則発言あり）はい、よろしいですか。

御異議なしと認めます。それでは、5番相原和洋議員の残りの一般質問は明日にお願いいたします。

続いて議員各位にお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時50分 延会